奈良信用金庫の状況

NARA SHINKIN BANK REPORT 2019

奈良信用金庫

ごあいさつ

理事長　川井　喜樹

2019年7月

皆さまには、平素より私ども奈良信用金庫をご利用、お引き立ていただき厚くお礼申し上げます。

本年度も、当金庫の業績推移や1年間の活動状況を編集した「ディスクロージャー誌」を作成いたしました。是非ご高覧いただき、当金庫へのご理解をより一層深めていただければ幸いです。

当金庫は、2018年9月に『奈良信用金庫』の前身である有限責任郡山町信用組合の設立から90年の節目を迎えることとなりました。これもひとえに、会員の皆さま方をはじめ、お取引先各位のご支援の賜物と厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度の我が国経済は、アベノミクス効果や日本銀行の金融緩和の継続などを背景に緩やかな拡大を続け、2018年1月には景気拡大において戦後最長を更新することとなりました。一方で、地域に目を向けますと、人口減少や高齢化の進展、人手不足など大小様々な問題を抱えており、中小・零細企業は引き続き厳しい経営環境に置かれているものと思われます。

このような情勢の中、当金庫においては、地域に根差した活動に注力した結果、預金、貸出金等の業容については概ね計画を達成することができました。また、本業の収益力を示すコア業務純益は3億円強を確保し、金融機関の安全性の指標とされる自己資本比率についても国内金融機関の指標とされる4%を大きく上回る9.3%と、健全な財務体質を維持しております。

営業活動においては、キャッシュレス決済の導入をはじめ、非対面チャネルとしてSNSの導入やホームページのスマートフォン対応など、より身近で便利な地域金融機関を目指してまいりました。また国際的な取組みであるSDGｓにも参画し、その一環として、奈良の自然保護を目的とした定期預金「奈良公園観光地域活性化定期預金」の取扱いやクラウドファンディングを活用した新たな支援ツールの提供など、地域の活性を軸に取組んで参りました。今後も、地元自治体や地域の皆さまとの連携を図りながら、地域の活性化を幅広く、積極的に取組んでまいります。

日本国内は天皇陛下の即位による「令和」への改元となり国内が令和元年として新たなスタートを切りました。当金庫においても次の100周年に向け新たな一歩を踏み出しました。金融業界は引き続き厳しい経営環境となることが予想されますが、地域やお客さまに寄り添い、お客さまの夢や幸せな生活の実現に向け、役職員一同更なる顧客サービスの向上に努めてまいります。

奈良信用金庫は地域金融機関として今後もお客さまに満足していただける金融サービスを提供し、これからも地域の皆さまから信頼される信用金庫を目指してまいる所存でございますので、今後一層のご支援ご愛顧を賜わりますようお願い申し上げますとともに、皆さま方のますますのご繁栄とご健勝を心から祈念いたします。

当金庫概要

名　　　称	奈良信用金庫（ならしん）
創　　　業	昭和3年9月
代　表　者	理事長 川井 喜樹
本店所在地	奈良県大和郡山市南郡山町529番地の6
電話番号	0743-54-3111(代表)
役職員数	234人
店　舗　数	15店舗(うち出張所3店舗)
会　員　数	14,836人
出　資　金	512百万円
預　　　金	341,797百万円
貸　出　金	205,414百万円
営業地区	奈良市、大和郡山市、生駒市、天理市、大和高田市、橿原市、香芝市、桜井市、御所市、五條市(旧西吉野村･旧大塔村を除く)、葛城市、生駒郡、山辺郡、磯城郡、北葛城郡、京都府木津川市、京田辺市、相楽郡精華町、大阪府四條畷市、大東市、東大阪市　（2019年3月末現在）

経営理念

奈良信用金庫は、お客さまに信頼され親しまれる金融機関としてお客さまと共に繁栄し、発展します。

1.【お客さま本位の経営】
　金融サービス業としての使命感を持って、お客さまの繁栄と発展に貢献します。

2.【地域金融機関としての経営】
　地域の個人、中小企業のお役に立ち、地域経済の繁栄と発展に貢献します。

3.【健全経営】
　堅実、公正な経営により、健全な経営体質を堅持します。

4.【人材育成】
　高い見識と倫理観を備えた、実践力のある人材を育成します。

5.【職場風土の醸成】
　豊かな人間性に溢れた、明るい風通しの良い職場風土を醸成します。

シンボルマーク

シンボルマークに込められた〈ならしん〉の3つの願い

【2つの輪】……………共存

「2つの輪はお客さまと〈ならしん〉との尽きることのない結びつき…」
協同組織による地域金融機関として地元の皆さまとともに歩み続ける〈ならしん〉。皆さまに愛され親しまれ、そして互いに信頼で結ばれた、地域になくてはならない信用金庫を目指します。

【外円への空間】……発展

「外円への空間は無限に伸びる将来…」
金融を通じて地元の皆さまの繁栄に奉仕します。また、堅実経営に徹し、〈ならしん〉も成長してさらに皆さまのお役に立ち、互いの悠久の発展を目指します。

【若草色】………………活力

「若々しく、明るく、清新な若草色…」
活気に満ち、夢ゆたかなまちづくりに誠心誠意尽くします。また、職員が明るく生き生きと働ける職場づくりを目指します。

〈ならしん〉の"な"をデザイン化

CONTENTS

ならしんの経営方針について

ならしんお客さま笑顔宣言 …… 03
信用金庫の日 …… 04
90周年 …… 05
SNS …… 06
ならしんの業績について …… 07
主要な経営指標の推移 …… 09
自己資本比率の状況 …… 09
リスク管理債権の状況 …… 10
金融再生法に基づく債権額の開示 …… 10

お客さまへ

コンプライアンスへの取組み …… 11
個人情報管理の取組み …… 12
リスク管理の状況 …… 13

地域貢献

地域との関わり …… 15
地域密着型金融の取組み …… 16
金融円滑化の取組み …… 16
CSRへの取組み …… 19
各種活動･トピックス …… 21
総代会について …… 23

業務のご案内

融資業務 …… 25
預金業務 …… 25
その他業務･サービス …… 25
セミナー･相談会のご案内 …… 26
インターネットホームページについて …… 26

資料編

貸借対照表 …… 27
損益計算書･剰余金処分計算書 …… 28
注記 …… 29
資金運用など …… 31
預金に関する指標 …… 32
貸出金に関する指標 …… 33
有価証券に関する指標 …… 34

バーゼルⅢ開示資料編

自己資本比率の充実等の開示 …… 35

開示項目一覧

開示項目一覧 …… 43

金庫の概要

金融ADR制度への対応 …… 44
組織体制について …… 45
主要な事業の内容 …… 45
沿革 …… 46
取扱手数料一覧 …… 47
店舗一覧 …… 49

ならしん
お客さま笑顔宣言

お客さまお一人おひとりのお考えを尊重し、お客さまの立場にたって最善の利益を追求するとともに、夢や幸せな生活の実現をサポートしてお客さまを笑顔にしていくことが奈良信用金庫の事業の目的であり、当金庫役職員の活動目的です。奈良信用金庫はお客さまからの信認を得てこの目的を行うため、お客さま本位の業務運営により以下の方針を制定し、遵守することをここに宣言します。

本方針は、より良い業務運営を実現するため適宜見直してまいります。

1 常にお客さまのお考えを尊重し、お客さまの立場において最善の利益を追求してまいります。

●当金庫は、お客さまの最善の利益がお客さまお一人おひとりの夢や幸せな生活に繋がると考え、お客さまの立場に立ってその実現のお手伝いをします。

2 お一人おひとりのお客さまの思いを理解し、それにふさわしい金融商品やアドバイスを提供します。

●お客さまの思いやお考えを対話を通して理解するよう努めるとともに、その時間を大切にしてお客さまとの価値観を共有してまいります。

●お客さまお一人おひとりの夢や幸せな生活の実現に向けたライフイベントや資産の形成に関するセミナーなどを実施し、お客さまのお手伝いをする機会を設けてまいります。

●お客さまそれぞれのライフイベントを理解し、お客さまにふさわしいと考える金融商品を適合性も重視し提供してまいります。

●お客さまのお考えなどを尊重し、「販売」としてのご提供ではなく、そのライフイベント等にふさわしい商品をお客さまご自身に選択いただく「ご購入」の姿勢でご提供してまいります。またご提供商品はお客さまの視点に基づいて適宜見直してまいります。

3 お客さまにご理解いただけるよう重要な情報については、分かりやすくご説明してまいります。

●金融商品をご提供するにあたり、お客さまにとっての「必要性」「選定理由」「リスク」「手数料等の費用」など重要な情報を誠実に分かりやすくご説明します。

●はじめて金融商品をご検討されるお客さまや、ご高齢のお客さまについてはその情報について十分にご理解いただけたかを、より慎重に確認します。

●金融商品の販売後も夢や幸せな生活の実現に向けて継続的なサポートはもちろんのこと、お客さまのお考えやライフステージの変化等に対しても必要な情報、適切なアドバイスを継続して提供してまいります。

4 この宣言を遵守するため、常にお客さまからの声に耳を傾け、役職員が一丸となって顧客本位の企業風土が定着するよう取組んでまいります。

●当金庫はこの宣言を運営の根幹とするとともに、それが金庫文化となる組織づくりを目指してまいります。

●役職員間での協力を惜しまず、全役職員でお客さまお一人おひとりの夢や幸せな生活の実現のお手伝いをする金庫文化を醸成するよう努力してまいります。

●全役職員がお客さまのさまざまなお考えにお応えできる知識、スキル向上に努めてまいります。

●営業活動を通じてお客さまの声を収集、検証し、取組みの改善に繋げてまいります。

●この宣言の遵守状況については、定期的に検証を行い、経営陣はこの宣言が定着するよう努めてまいります。

以　上

ならしんお客さま笑顔宣言に関する取組み

■お客さまアンケートの実施

奈良信用金庫は、お客さまの声に耳を傾け、顧客本位の業務運営を目指してまいります。

当金庫では、毎年窓口にご来店いただいたお客さまを対象に「お客さまアンケート」を実施しており、2018年度は全店で2560件のご回答をいただきました。

それぞれご回答いただいた結果をグラフにまとめております。これらの結果やいただきましたご意見は今後の業務運営の参考とさせていただきます。

多数のお客さまにご協力いただきありがとうございました。

お客さまアンケート結果

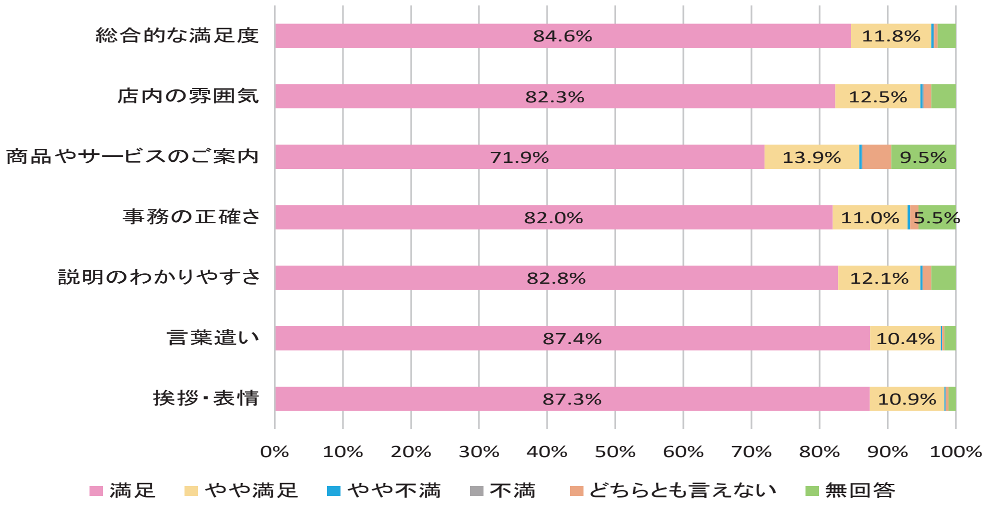

■信用金庫の日「お客さま感謝デー」の開催

信用金庫業界では「6月15日」を信用金庫の日と定め、毎年全国各地の信用金庫で様々なイベントなどを開催しております。

当金庫では「お客さま感謝デー」と題して日ごろのご愛顧への感謝の気持ちと、これからも地域の皆さまと一緒に歩んでいきたいという想いをお伝えすべく各支店で様々なイベントを行いました。

今後もお客さま、職員が共に
笑顔になれるような取組みを行っていきます。

当金庫は 2018年9月に90周年

90周年記念事業では『これからも・いっしょ・なら・ワクワク』を事業スローガンとして、今まで支えていただいた地域住民の方への【感謝】と、奈良県の発展、繁栄をサポートする【未来】への取組みを行いました。

今後も当金庫は地域金融機関として県内のお客さまや、奈良県経済を支える金融機関を目指してまいりますので、今後一層のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

■90周年記念事業について

①記念誌の発行

2008年から2018年にかけて当金庫のカレンダーに掲載された、日本に古くより伝わる染色技法「型絵染」を用いた作品集を作成しました。

作品は『万葉集』からの引用で、2019年5月より新元号となった【令和】に関連する詩も収録されております。

②90th記念定期預金

90年間支えていただいた感謝の気持ちを込めて、「スクラッチくじ付き記念定期預金」を発売しました。多くの方にお預け入れいただき、完売御礼となりました。

③自治体への寄付

本店のある大和郡山市、他支店のある各市町に総額200万円の寄付を行いました。

今まで支えていただいた地域に感謝を伝えるとともに、地域発展、活性化に繋がればとの思いから贈呈に至りました。

を迎えることができました。

④記念講演会の開催

2018年10月にテレビでもお馴染の池上彰氏を招き講演会を実施しました。

⑤記念品の配布

お客さまへ、感謝の気持ちを込めて、90周年ロゴ入りのボールペンを作成しました。

⑥SNSの開始

■LINE公式アカウントでおトクな情報配信中！

コミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」において、奈良信用金庫の公式アカウントを開設しました。当金庫イメージキャラクターの「ならっきー」が、ならしんのイベントやおトクな情報を発信しています。今後、お友だち登録者限定のサービス情報も配信する予定です。是非「お友だち登録」をお願いします。

■ならっきー公式インスタグラムがスタート！

「ならっきー」の公式インスタグラムを開設しました。ならっきーの日常写真を定期的に発信しています。

@nalucky_insta
https://www.instagram.com/nalucky_insta/

業績について

2019年3月期決算の概況

2018年度の業績につきましては、人口減少や少子高齢化に伴う労働力不足、他業態からの銀行業参入等、金融機関を取り巻く環境が厳しさを増す中で、協同組織金融機関として地域経済の発展とお客さまの最善の利益を図ることに注力してまいりました。その結果、預金、貸出金共に概ね計画を達成することができました。

また、収益につきましては、日銀によるマイナス金利政策の影響や近隣金融機関との競争激化等による影響を受け貸出金利回りが低下しましたが、順調な業容やお客さまの資産形成に向けたサポート態勢の強化により当期純利益は174百万円計上することができました。コツコツと資本を積み増ししてきた結果、自己資本額は前期対比97百万円増加して14,811百万円となり、経営の健全性はますます向上しております。

1. 預　金

2018年度の預金積金の期末残高は、公金預金が58億円減少したこともあり前期比49億円の減少となりましたが、地域のお客さまからのお取引拡大の結果一般預金については前期比８億円の増加となりました。

また、預り資産のうち、投資信託の残高は投資環境もあり96億円にとどまりましたが、ＮＩＳＡを利用した投信残高は信金業界において取扱信用金庫中14位、一人当り資産残高では１位となり、幅広いお客さまに対して資産形成の重要性について提案を行い、金融リテラシーの向上に努めました。

今後も、より多くのお客さまに安心してお取引していただけるよう努めてまいります

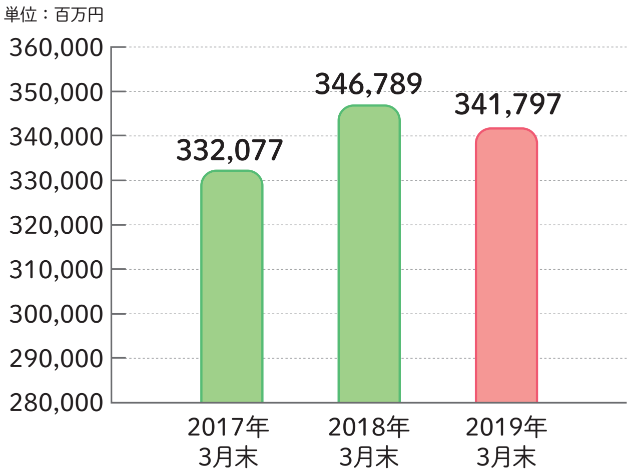

2. 貸出金

事業性取引においては経営者さまの悩みに寄り添い、企業支援に向けて積極的に取組んでまいりました。また個人のお客さまには、住宅ローンプラザを活用した休日相談等地域に密着した体制を展開し、個人ローンの充実を図り増強に取組みました。

その結果、2018年度の一般貸出金は期末残高で前期比48億円増加しました。一方、地公体貸出金（金融含む）が前期比46億円減少したことに伴い貸出金全体では前期比２億円増加の2,054億円となりました。新規事業先への貸出金は178先26億円を取組みし、地域経済の活性化に努めました。

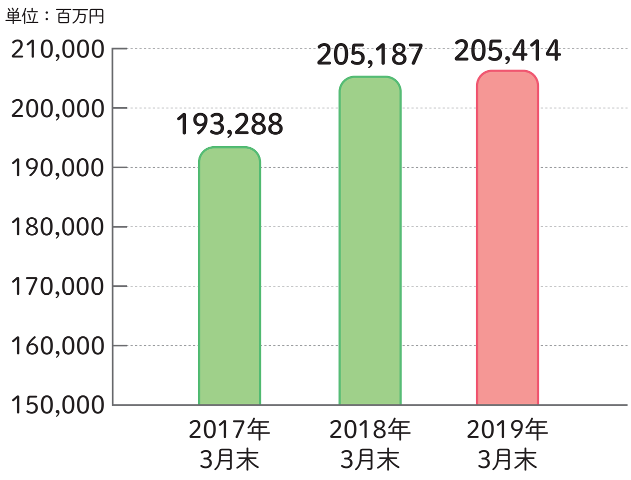

3. 損　益

お客さま本位の業務運営に注力し、順調に貸出金が増加したことで、貸出金利息は増加したものの、厳しい市場の運用環境のもと、有価証券利息配当金が減少し、コア業務純益は前期比81百万円減少の373百万円となりました。一方で、国債・株式など売却損益を632百万円計上したことで、業務純益は前期比54百万円増加し707百万円となりましたが、貸出金償却を689百万円計上したことで、経常利益は263百万円、当期純利益は174百万円となりました。

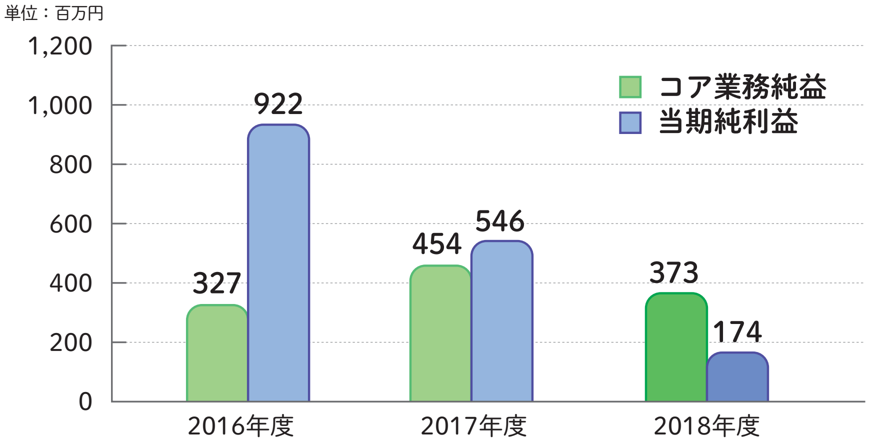

当金庫の健全性

健全な経営体質が私たちならしんの強みです

主要な経営指標の推移

（単位:百万円、%、人、千口）

区分		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
利益	経常収益	4,982	5,439	5,186	4,487	4,870
	経常利益	1,459	1,552	1,125	774	263
	当期純利益	1,014	1,026	922	546	174
	業務純益	1,312	1,489	1,038	652	707
	業務粗利益	3,865	4,175	3,779	3,462	3,523
	資金運用収支	2,945	3,005	2,842	3,068	3,042
	資金運用収益	3,496	3,636	3,396	3,550	3,476
	資金調達費用	550	631	554	482	436
	役務取引等収支	172	159	173	132	106
	役務取引等収益	283	289	324	303	296
	役務取引等費用	111	129	151	171	189
	その他業務収支	746	1,010	763	261	373
	その他業務収益	798	1,071	1,032	332	581
	その他業務費用	51	60	268	70	207
	業務粗利益率	1.22	1.23	1.08	0.96	0.96
残高	預金残高	299,698	316,659	332,077	346,789	341,797
	貸出金残高	159,121	177,538	193,288	205,187	205,414
	有価証券残高	116,387	99,525	94,597	106,400	93,770
	純資産残高	15,676	15,878	15,309	14,258	15,571
	総資産残高	334,534	351,304	365,543	379,279	373,547
単体自己資本比率		10.22	10.36	9.88	9.10	9.30
出資	会員数	14,053	14,158	14,425	14,718	14,836
	出資金	494	494	503	512	512
	口数	9,880	9,897	10,069	10,240	10,251
	配当金総額 （1口50円当たり）	19 （2円）	19 （2円）	19 （2円）	20 （2円）	20 （2円）
職員数		206	216	221	227	225

（注）1.資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。
2.総資産額には債務保証見返を含んでおりません。

自己資本比率の状況

有価証券のリスクアセットの減少を主因に、全体のリスクアセットが前期比2,445百万円減少したことと、当期純利益174百万円の計上により、自己資本額が前期比97百万円増加の14,811百万円となったことから、自己資本比率は前期比0.20ポイント上昇の9.30％となりました。

なお、当金庫の自己資本比率は、国内金融機関の安全性の基準とされる４％（国内基準）を大きく上回っており、健全な財務体質を維持しております。

自己資本比率の推移

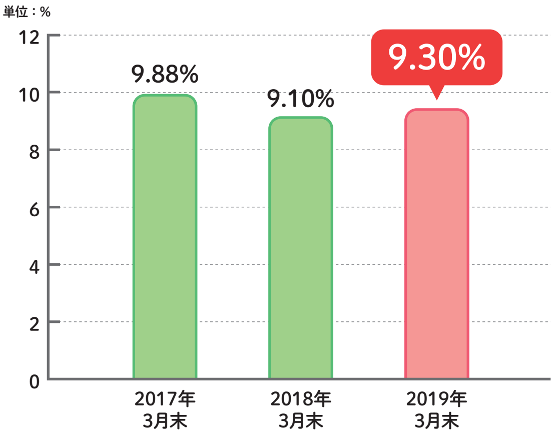

自己資本額の推移

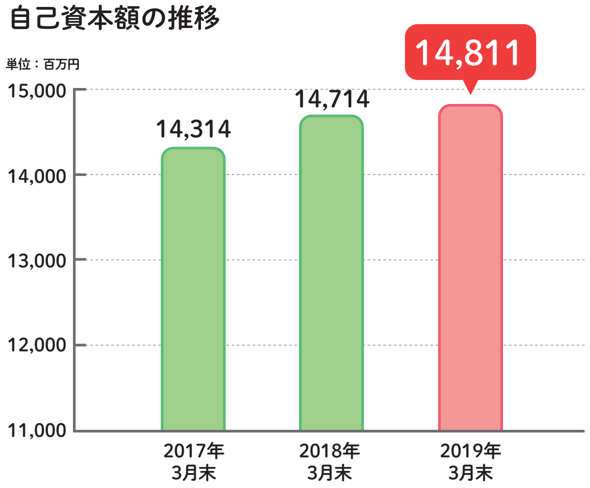

リスク管理債権の状況

リスク管理債権の残高･引当状況･保全状況

（単位:百万円）

区分		債権額(A)	担保・保証額(B)	個別貸倒引当金(C)	差引債権額 (A)-(B)-(C)	保全率
破綻先債権	2017年度	163	160	3	0	100.00%
	2018年度	178	155	23	0	100.00%
延滞債権	2017年度	1,579	916	253	409	74.07%
	2018年度	1,610	1,018	226	365	77.29%
3ヶ月以上延滞債権	2017年度	11	11	0	0	100.00%
	2018年度	0	0	0	0	0%
貸出条件緩和債権	2017年度	714	8	23	682	4.47%
	2018年度	0	0	0	0	0%
合計	2017年度	2,469	1,095	280	1,092	55.76%
	2018年度	1,789	1,173	249	365	79.55%

リスク管理債権用語解説

■破綻先債権

元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

1.更生手続開始の申立てがあった債務者
2.再生手続開始の申立てがあった債務者
3.破産手続開始の申立てがあった債務者
4.特別清算開始の申立てがあった債務者
5.手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

■延滞債権

未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

1.左記「破綻先債権」に該当する貸出金
2.債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金

■3ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

■貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

金融再生法に基づく債権額の開示

金融再生法開示債権の状況

（単位:百万円）

区分	2017年度	2018年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	483	458
危険債権	1,260	1,331
要管理債権	725	—
正常債権	203,247	204,187
合 計	205,717	205,977

金融再生法開示債権比率	1.20%	0.86%

金融再生法開示債権の残高、引当、保全の状況

（単位:百万円）

区分	2017年度	2018年度
金融再生法上の不良債権	2,469	1,789
破産更生等	483	458
危険債権	1,260	1,331
要管理債権	725	—
保全額	1,377	1,424
貸倒引当金	280	249
担保・保証等	1,096	1,174
保全率	55.77%	79.56%
担保・保証等控除後債権に対する引当率	20.46%	40.58%

(注)貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

リスク管理債権と金融再生法開示債権の違い

リスク管理債権：貸出金のみを対象
金融再生法開示債権：貸出金のほかに債務保証･未収利息などの資産についても対象

金融再生法債権用語解説

■破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

■危険債権

債務者が、経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性が高い債権。

■要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する債権。

■正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題ない債権で、上記以外の債権。

お客さまへ

ならしんは法令遵守の意識を徹底しています

コンプライアンス

当金庫は、今日まで法令諸規則等のみならず社会的ルールにも準拠した経営と業務活動に努め、創意と工夫を活かしたきめ細かな金融サービスを提供してまいりました。コンプライアンス態勢についても、企業倫理確立のため役職員が遵守すべき「奈良信用金庫行動綱領」、「勧誘方針」、「プライバシーポリシー」、「法令遵守に係る基本方針」、「顧客保護等管理方針」、「反社会的勢力に対する基本方針」、「セキュリティーポリシー」、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針」の制定並びに関連内部規定等の整備に取組んでおります。さらにはコンプライアンス委員会や担当部署の活動、役職員研修の充実等によりコンプライアンス態勢の確立のため日々努めております。

これからもコンプライアンス態勢の整備・維持・強化のため、コンプライアンスの実践に向けてのプログラムやマニュアルの見直し、あるいは内部監査、監事、監査法人などによる厳正なチェックにより、さらなるコンプライアンス態勢の強化に努め、役職員一人ひとりに遵法精神の徹底を図ってまいります。

コンプライアンス態勢

当金庫はコンプライアンス態勢の確立を最重要課題のひとつと位置付けて、1999年にコンプライアンス室を設置し、コンプライアンスプログラムやコンプライアンスマニュアルおよび規定等を制定し、研修・啓蒙活動を通じて全役職員にコンプライアンスの周知徹底を図ってまいりました。

さらに、遵守姿勢の維持・強化・管理を徹底し、態勢不備を未然に回避し、「真のコンプライアンス」を企業風土として定着させることを目的として、2006年にコンプライアンス統括部（現:リスク管理統括部）に再編成するとともに「コンプライアンス委員会」を設置しました。

コンプライアンス委員会は、法務リスク全般の有効かつ適切なコントロールを実施し、金庫経営におけるコンプライアンス態勢の徹底を図る組織と位置付けております。

コンプライアンス体制組織図

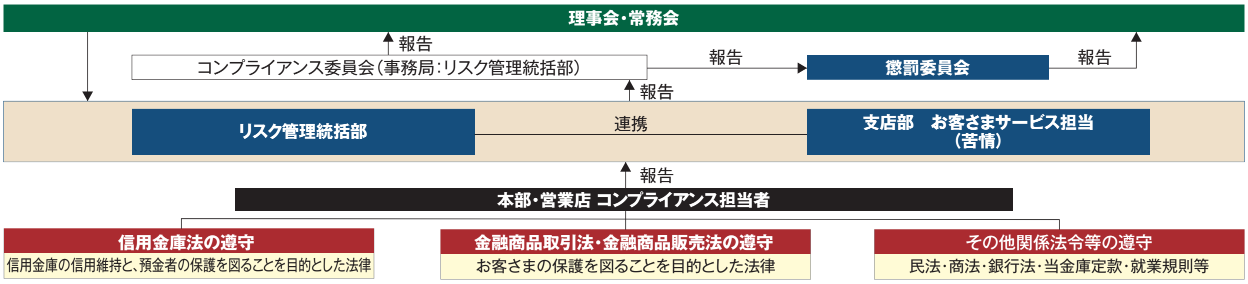

奈良信用金庫 行動綱領

信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保など、お客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない「誠実かつ公正」な業務運営を遂行する。

地域社会とのコミュニケーション

金庫経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

人権の尊重

すべての人々の人権を尊重する。

従業員の働き方、職場環境の充実

従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取組む。

社会参画と発展への貢献

信用金庫は地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。これら勢力とは、信用金庫単体での取引のみならず、他社（信販会社等）との提携による金融サービスの提供などを含む全ての取引において、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

金融商品にかかる勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」にもとづき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

利益相反管理方針について

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護するため利益相反管理方針を制定するとともに、関連内部規定等を整備し、お客さまからの信頼を向上させるため適切に取組んでおります。

個人情報管理の取組み

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまを識別し得る情報を適切に保護することが、重要であると認識しております。個人情報保護方針に基づき安全管理措置として、外部侵入者防止のための入退室管理システムや個人情報漏洩防止のためのIC認証システムを導入し、個人情報を適正かつ厳格に取扱いしております。これからも、お客さまの個人情報を大切に取扱うよう、役職員の研修やシステムの充実を進め、適切な取扱いへの努力を続けてまいります。

奈良信用金庫のプライバシーポリシーおよびお預かりした個人情報の利用目的につきましては、当金庫営業店に掲示または備え付けしておりますポスターやチラシあるいは当金庫のホームページで公表しております。

個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

1. 当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報等の適切な保護と利用を図るために、「個人情報の保護に関する法律」「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法といいます。)」および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守します。さらに、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステムー要求事項」(JISQ15001)に準拠し、個人情報等を保護いたします。
2. 当金庫は、当金庫の業務において取扱う個人情報等の利用目的を特定し、当金庫のホームページ等に公表します。法令等を遵守した適切な個人情報等の取得、利用および提供を行うとともに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報等を取扱うことはいたしません。個人情報について、利用目的の範囲を超える場合は、法令等に定める場合を除き、ご本人の同意を得ることといたします。
3. 当金庫は、個人情報等の取扱いに関する苦情および相談を受けた場合は、その内容について迅速に事実関係を調査し、合理的な期間内に誠意を持って対応いたします。
4. 当金庫は、取得した個人情報等を適切に管理するため、組織的・人的・物理的・技術的な安全管理措置を講じ、個人情報等の漏洩、滅失または毀損の防止および是正に取組みます。
5. 当金庫は、社会情勢・環境の変化等を踏まえて、継続的に個人情報保護マネジメントシステムを見直し、個人情報等を保護するための取組みを改善いたします。

プライバシーマーク取得

一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)よりプライバシーマークの認定を受けております。

『プライバシーマーク制度』とは、個人情報保護に関する公的な第三者認証制度であり、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が日本工業規格「JISQ15001個人情報保護マネジメントシステム・要求事項」に適合して、個人情報の適切な保護のための体制を整備している事業者に対し、プライバシーマークを付与認定する制度です。

たいせつにしますプライバシー
20000380(07)

お客さまへ

ならしんは適切なリスク管理により健全経営に努めています

リスク管理の基本方針

社会的、公共的責任を背負う地域金融機関の最大の使命は、良質且つ円滑な金融サービスの提供を通じて地域の繁栄、発展に寄与することだと考えております。この使命を遂行するためには、経営の危機的事態（リスク）を未然に察知および回避し、金庫経営の揺ぎ無い「健全な財務体質」と「強靭な経営体質」を構築することで業務の健全性と適切性を確保することが不可欠であり、リスク管理は経営管理上の最重要事項と言えます。

当金庫のリスク管理方針は、リスクの特性によりリスクを適正にコントロールしつつ収益の拡大を図っていく「コントロールすべきリスク」とリスクの発生自体を予防することでリスクの極小化に努める「極小化すべきリスク」に大別して管理し、リスクの計測についても単なる計測手法の高度化だけではなく、リスク認識されたリスクファクターに対する将来への備えや対策、役職員の方向性や行動の決定など実行面の高度化を意識した態勢の構築を目指していくことを基本方針としております。

リスク管理態勢の整備

単なるリスクの極小化を目的としたリスク管理は、適切な収益機会を逃すばかりでなく地域金融機関としての存続意義を失墜しかねません。適切なリスク管理を行いながら必要なリスク・テイクを行うことは、中小企業育成という地域経済に貢献する社会的使命を担う信用金庫の責務であります。

当金庫では、適切なリスク管理を実行するために、以下の組織体制を敷いて運営・管理を行うとともに、金融庁検査、日本銀行考査を定期的に受けて経営の透明性、健全性に努めております。

1998年	リスク管理プログラム制定 コンプライアンス室設置
1999年	監査法人による外部監査導入
2001年	コンティンジェンシープログラム制定
2002年	セキュリティーポリシー制定
2004年	個人情報管理室設置
2005年	コンプライアンス統括部設置
2006年	リスク量の計量化開始
2007年	統合的リスク管理規定制定
2007年	リスク管理室設置
2018年	リスク管理統括部の設置

リスク管理体制組織体系図

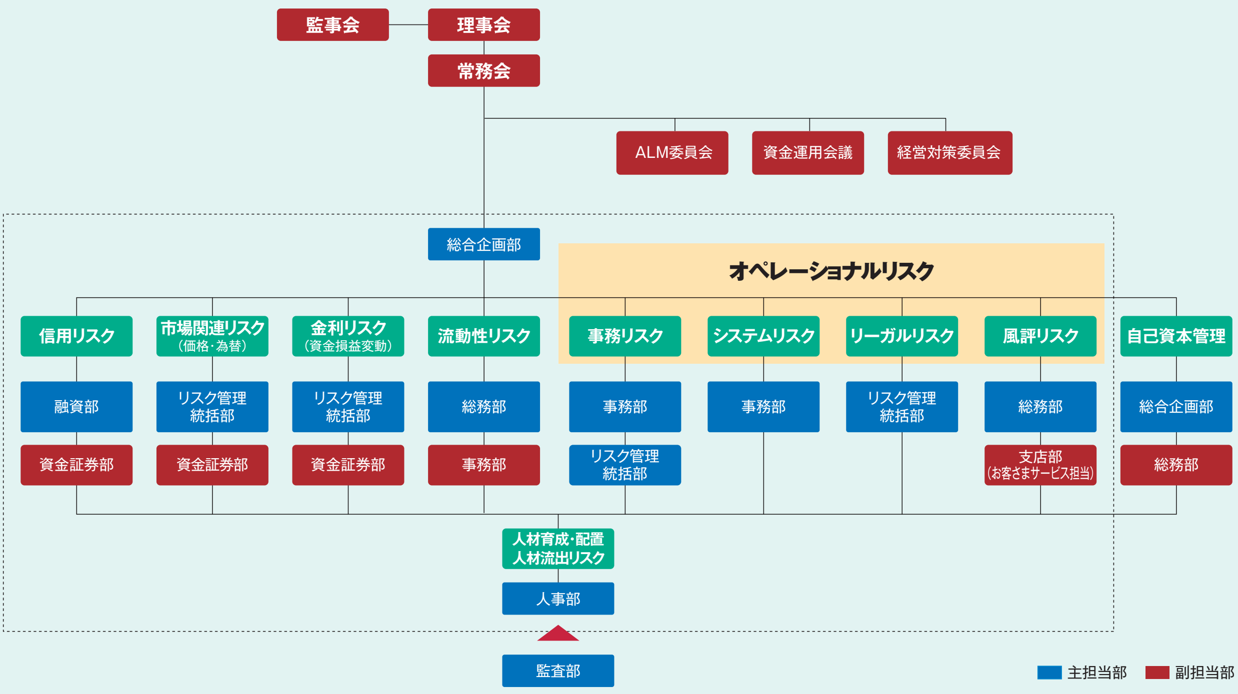

（2019年7月1日現在）

統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、各業務ラインが保有するリスクのうち、計量が可能なもの（信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスク）について、その全てが同時に発生した場合においても損害が自己資本に対して一定の範囲内で収まるようリスクを管理し、コントロールを図ることをいいます。

当金庫では各リスク量に対応した資本を配賦することで、各リスクおよびリスク全体が金庫に与える最大ダメージを想定し、ALM委員会等で協議検討することによって経営体力に見合ったリスク制御と戦略的なリスク取得を図り、リスク・収益のバランスコントロールにより、業務の健全性を維持しながら、安定収益と自己資本を確保していくよう努めています。

なお当金庫では、バーゼルⅢに関する各リスクに対して下記の管理手法でリスクマネジメントを実施しております。（バーゼルⅢに関連した管理手法につきましては、用語解説も合わせてバーゼルⅢの開示ページをご覧ください）

信用リスク管理

信用金庫に課せられた使命は、相互扶助の精神に基づいた地域伸展への貢献であることから、融資部門の信用リスク管理は最重要リスクファクターであり、単なる計量化にとどまらず、普段の業務活動における実態把握によって信用供与先の財務状況悪化などのリスクを早い段階で発見できる体制が必要とされています。

信用リスクを計測するにあたっては、過去データを基準とした信用VaRを活用し計量を行っているほか、与信集中リスクに関しても大口ローンレビューや業種・金額・債務者区分によるポート構成管理によってリスク分散のマネジメントを図っており、これらリスク管理の適切性については経営陣や内部監査部門による組織的な定期検証を行っております。

市場関連リスク管理

金融のグローバル化により様々な仕組みの商品が発売され収益機会の選択肢が増える一方、複雑な商品ほどリスクプロファイルを精緻に認識し、将来的なリスク量の把握、リスク顕在化時のシナリオに向けた対策を整えておかなければなりません。市場関連リスクの管理として、上場株式・上場優先出資証券・株式関連投資信託・リート等にかかるリスク認識については、時価評価および最大予想損失額（VaR）によるリスク計測により管理しております。

また、金利リスクについては、一定のショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（パーセンタイル値、BPV）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度（収益ストレステスト）、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会などで協議検討するとともに、経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

オペレーショナルリスク管理

当金庫では、「いかに高度化したシステムであっても、人を介した対応は必須」との判断から、技術的なリスク回避よりも役職員のモラル醸成と業務への誠実な対応こそ最優先すべき事項であると位置付け、金融機関人としての社会的・公共的責任感と使命感を持って職務を遂行する態勢を強化することでリスクの極小化を図っております。

一方、システムリスク管理についても、コンピュータシステムのダウン・誤作動、不正使用等、発生機会は微少であっても一度発生すれば影響が極めて大きいテールリスクに対する管理態勢の整備・確立は、社会インフラの一旦を担う観点から極めて重要となります。当金庫では、規定等の整備や基幹（勘定系）システムにおけるセキュリティー・バックアップ強化等の安全対策にとどまらず、営業店における障害発生時の実践的な訓練を実施し業務継続態勢の強化を図っております。

また、全ての業務にオペレーショナルリスクは付随するとの観点から部門を超えた横断的な委員会を組成し、単に全リスクの棚卸しを行うのではなく、過去に発生した事象を中心に連携先との比較・外部専門家による分析を通じ、業務規模や特性、リスク・プロファイルに応じた対策を講じていくことで、実務的なリスクコントロールを図る態勢を構築しております。

地域貢献

地域経済を強力にバックアップし発展・繁栄に寄与いたします

地域と奈良信用金庫との関わり

地域の生活・経済の活性化

この街と生きていくー。
信金の原点を見つめ、
理想を追求し、
活動の輪を広げています。

この街のくらしと、経済のために。しあわせと、豊かな文化のために。〈ならしん〉は、地域金融機関としての業務を通じて、力いっぱい貢献していきたいと願っています。笑顔と活力の輪、これからも、もっともっと、広げていきます。

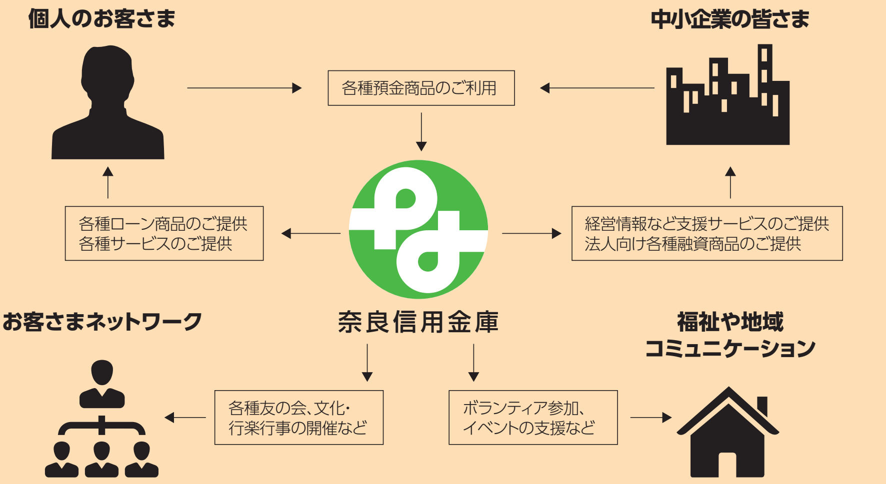

信用金庫のセントラルバンク　信金中金について

信金中央金庫

SCB

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、1950年に設立されました。信金中央金庫は、「信用金庫の中央金融機関としての役割」と「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。また、2000年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

信金中金

資金量	33兆円
拠点数	国内14店舗 海外5拠点
役職員数	1,198人
会員数	259金庫

信用金庫

金庫数	259金庫
預金量	143兆円
店舗数	7,294店舗
役職員数	10万人
会員数	919万人

※上記計数は、2019年３月末現在のものです。

信用金庫のセントラルバンクとしての役割

■信用金庫の業務機能の補完
- ●各種金融商品の提供
- ●信用金庫のネットワークを活用した業務
- ●信用金庫の決済業務のサポート
- ●信用金庫の人材育成のサポート
- ●信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート
- ●信用金庫の市場関連業務のサポート
- ●信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- ●信用金庫に対する情報提供活動

■信用金庫業界の信用力の維持・向上
- ●信用金庫業界内のセーフティネット（経営力強化制度等）の適時・適切な運営

信用金庫経営力強化制度
～信用金庫業界のセーフティネット～

信金中央金庫 ⇔ 全国の信用金庫
- ①経営分析制度　財務を中心とした経営状況の分析
- ②経営相談制度　経営課題の把握と解決策の提案
- ③資本増強制度　資本支援による経営体力の増強

個別金融機関としての役割

■総合的な金融サービスを提供する金融機関
- ●グループ一体となった金融サービスの提供

■わが国有数の機関投資家
- ●国内外の金融市場で約３８兆円を運用
- ●大企業等に対する約7兆円の貸出

■地域社会に貢献する金融機関

信金中金グループ

しんきん証券（株）
- ●有価証券の売買
- ●デリバティブ取引
- ●投資信託の募集の取扱い
- ●引受等の証券業務
- ●資本金200億円
- ●議決権比率100%

信金インターナショナル（株）
- ●ユーロ市場における債券の売買、仲介
- ●引受等の証券業務
- ●資本金30百万£ロンドンの現地法人
- ●議決権比率100%

しんきんアセットマネジメント投信（株）
- ●投資運用業務
- ●資本金2億円
- ●議決権比率100%

信金ギャランティ（株）
- ●無担保個人ローンにかかる保証業務
- ●資本金10億円
- ●議決権比率100%

信金キャピタル（株）
- ●投資・M&A仲介業務
- ●資本金490百万円
- ●議決権比率100%

（株）しんきん情報システムセンター
- ●電算機処理の受託業務
- ●ソフトウェア等のコンピュータシステムの開発業務
- ●資本金45億円
- ●議決権比率50.7%

信金中金ビジネス（株）
- ●信金中金の事務処理の受託業務
- ●資本金70百万円
- ●議決権比率100%

ならしんは大和郡山市の指定金融機関です。

当金庫は、大和郡山市の指定金融機関（市金庫）として、公金の収納及び支払い事務等の取扱いを担当しております。市役所内に派出所を設置し、市の財政の窓口としての重責を果たしております。

なお、市の指定金融機関となっている信用金庫は奈良県下では当金庫だけで、また全国的にも少なく、この地域との固い絆は奈良信用金庫の大きな財産となっております。

地域密着型金融の推進について

当金庫はこれまで『奈良信用金庫の地域密着型金融の機能強化に関するアクションプログラム』に基づき、地域内の事業再生やお客さまの利便性向上等の取組みを行ってまいりました。2007年度からは『ならしん地域密着型金融推進計画』に基づき、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化」、「中小企業に適した資金供給手法の徹底」、「持続可能な地域経済への貢献」を主要な柱として、協同組織金融機関の独自色を出したコミュニティ・ビジネスを通じ、地域の潜在的なニーズを含めお客さまの問題解決に積極的に取組んでいくとともに、相互扶助の精神に適った地域のサポートに尽力してまいりました。

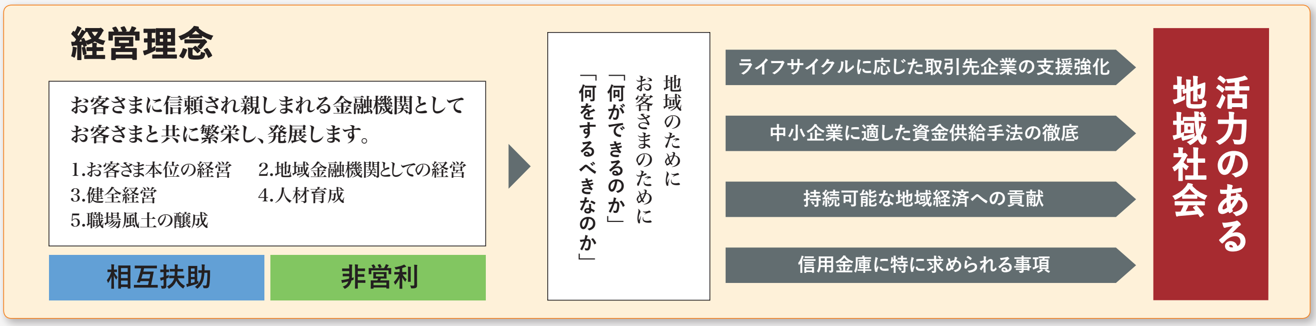

地域金融円滑化取組方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて一層真摯に取組んでまいります。

金融円滑化法は2013年3月末に終了しましたが、引き続き奈良信用金庫は地域金融の円滑化に努めてまいります。

金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

■ 支援体制について

(1)金融円滑化に関する本部の体制について

地域金融円滑化への取組みや、ご相談体制をより一層強化・充実させることを目的として、融資部担当役員を『金融円滑化統括責任者』に任命いたしました。また、金融円滑化の取組みに係る主管部署を融資部とし、さらに融資部内に営業店の金融円滑化への取組みをサポートする『金融円滑化担当者』を配置いたしました。

(2)金融円滑化に関する営業店の体制について

支店長を『金融円滑化責任者』とした中小企業金融円滑化の支援体制を整備しました。

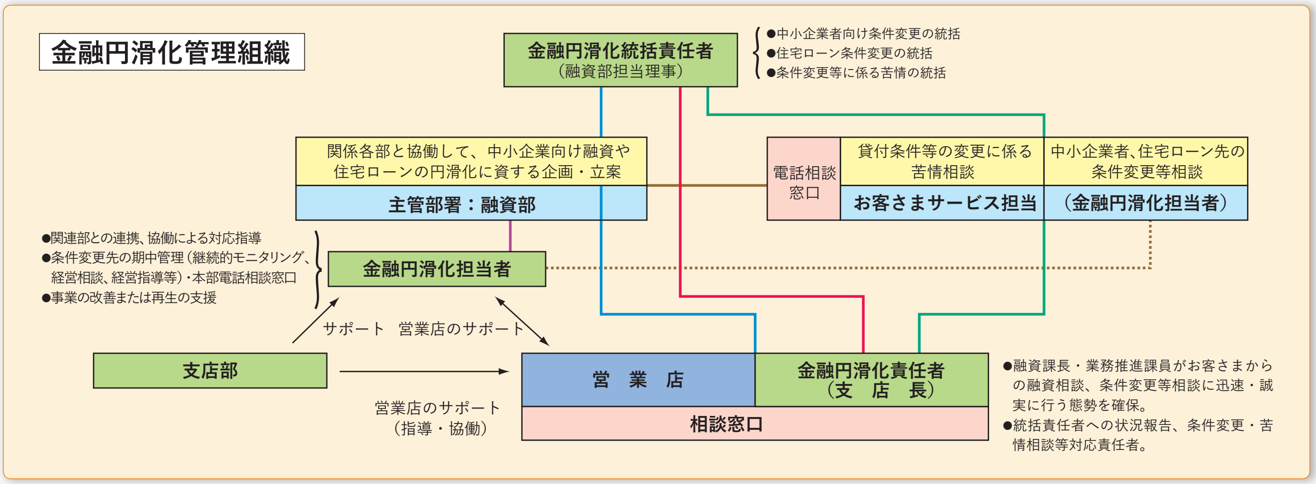

(2019年7月1日現在)

地域貢献

常に、地域に密着した金融を心掛け お客さまサポートに全力で取組みます

中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組み状況

■顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

（1）創業・新規事業開拓の支援

地域における創業や新規事業の開拓をサポートするべく、創業計画の策定から資金調達のご相談まで、日本政策金融公庫や信用保証協会等の公的支援機関とも連携しながら積極的に対応しております。

（2）成長段階における支援

【ビジネス・マッチングの取組み】

当金庫とお取引のある事業者様同士の個別マッチング機会の提供はもちろんのこと、全国の信用金庫とのネットワークを通じた商談会等のご案内を通じて、販路拡大に向けた情報提供を行っております。

【「ならしん事業サポート」の取組み】

当金庫では、お取引先の事業者様が抱える様々な経営上の問題や相談ごとに対して、営業店と本部が一体となって課題解決に向けた取組みにチャレンジするため、2017年4月より、「ならしん事業サポート」の取扱いを開始しました。販路開拓や新商品開発、人材育成等、多岐にわたる経営相談によろず支援拠点等の支援機関とも連携しながら対応いたしております。2018年度は26件のご相談を受付、うち6件の解決に向けた提案を行っております。

ならしん事業サポート

（3）経営改善・事業再生支援

融資部に中小企業診断士等の有資格者を配置して、営業店と連携しながら、お取引先企業の経営課題の把握や経営改善計画の策定など、経営改善に向けた必要な支援に取組んでおります。また、中小企業再生支援協議会や地域経済活性化支援機構、信用保証協会等の公的支援機関のほか、税理士・公認会計士・中小企業診断士等の外部専門家とも連携することで、支援機能の強化を図っております。

■外部団体との連携

【日本政策金融公庫との「中小企業支援に関する覚書」の締結による連携】

2014年11月14日に、日本政策金融公庫の3事業（国民生活事業、中小企業事業、農林水産事業）すべての分野での業務提携にかかる「中小企業支援に関する覚書」を締結。2015年1月より、当金庫営業店・日本政策金融公庫担当者間で「融資案件相談会」の毎月定期開催をスタートし、創業から成長支援、経営改善・事業再生すべての企業ライフステージに対応する連携支援・協調融資の相談を積極的に行っております。また、創業者を対象とした新たな連携融資『ならしん・公庫創業サポート融資』の取扱いも開始し、地域企業の育成支援を強化しております。

地域連携

【一般社団法人奈良県中小企業診断士会】

当金庫は、一般社団法人奈良県中小企業診断士会と2011年8月15日に「業務連携・協力に関する覚書」を締結しております。中小零細企業への資金対応と経営指導で連携し、事業者の業績向上の後押しを強化してまいります。具体的な取組みとして、個別の経営相談会を開催しております。
（個別相談会に関する詳細は、お近くの当金庫本支店までお問い合わせください。）

【中小企業庁中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業（ミラサポ・専門家派遣事業）】

当金庫は、2011年度10月より中小企業庁の中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業・ミラサポ（2013年6月近畿経済産業局より業務移行）における専門家の巡回相談を行っております。中小企業庁が選定する専門家は、中小企業支援の専門知識や豊富な実績を有しており、高度・専門的な課題について対応可能であり、より困難な課題についても各分野の専門家を派遣いただくことも可能です。（専門家巡回相談に関する詳細は、お近くの当金庫本支店までお問い合わせください。）

【TKC南近畿会との「中小企業経営支援に関する覚書」の締結による連携支援】

当金庫は、認定支援機関の税理士が多数加入している税理士会組織のTKC南近畿会と2015年10月5日に「中小企業経営支援に関する覚書（旧：中小企業の経営力強化に向けた取組みに関する覚書）」を締結しております。経営計画の策定支援をはじめ、ライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮や「中小企業会計基本指針・基本要領」の定着等について、同会と連携協力しながら取引先企業の育成支援を強化してまいります。

【国土交通省の「建設産業活性化支援事業」(旧建設企業のための経営戦略アドバイザリー事業)および「耐震・環境不動産形成促進事業」】

当金庫は、国土交通省と2012年5月21日に中小建設企業の新事業展開等の支援を目的として「建設企業のための経営戦略アドバイザリー事業に関するパートナー協定書」を締結。2017年度から、同事業の「建設産業活性化支援事業」への移行に伴い、協定を更新締結しております。「建設産業活性化支援事業」とは、国土交通省が中小建設業の新事業展開・事業継承・企業再編等の建設企業が抱える経営上の課題を広く受付する「経営戦略相談窓口」を設置し、「エリア統括マネージャー」の統括のもと、各分野の専門家によるアドバイスを初回無料で実施するものです。(建設産業活性化支援事業に関する詳細は、お近くの当金庫本支店までお問い合わせください。)また、「耐震・環境不動産形成促進事業」とは、「老朽・低未利用不動産の改修、建替え又は開発を行い、耐震・環境性能を有する良質な不動産を整備するプロジェクトに出融資を行う事業」です。2013年10月1日に、国土交通省事業委託先の一般社団法人環境不動産普及促進機構(Re-seed機構)とパートナー協定を締結。当該事業を通じて、地域の老朽・低未利用不動産のリニューアルや建替え転用・有効活用を促進し、地域活性化に貢献してまいります。(耐震・環境不動産形成促進事業に関する詳細は、お近くの当金庫本支店までお問い合わせください。)

【奈良県創業支援ネットワーク】

奈良県創業支援ネットワークとは、創業希望者に対するきめ細かな創業支援体制を整備するため、奈良県および県内各支援機関が、官民一体となって創業を連携支援するものです。当金庫は、主に資金調達面、創業時に活用できる資金に対する相談に対応しております。また、創業の各段階に応じて、ネットワークに参加している各専門家・支援団体を紹介し、連携協力することで、事業の成功に向けた積極的なバックアップを実施してまいります。(創業に関するご相談につきましては、お近くの当金庫本支店までお問い合わせください。)

■経営者保証に関するガイドラインへの取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討する等、適切な対応に努めています。

	2018年度
新規に無保証で融資した件数	158件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	11.91%
保証契約を解除した件数	23件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

■ならしん景気動向調査レポートの発行

当金庫では、お取引をいただいている事業者の皆さまの中から、業種に偏りのないよう選定させていただいた複数の先を対象に業況・収益・資金繰り・重点施策等について、お客さまのご協力のもとヒアリング調査を行い、その結果を「ならしん景気動向調査レポート」として四半期毎に発行しております。内容については、当金庫ホームページにも掲載しておりますので、是非ご覧ください。

ならしん 検索 https://www.narashin.co.jp

ご相談窓口について

【本部ご相談窓口】 本部に電話によるご相談窓口を設置し、相談受付体制の充実・強化を図っております。

本部ご相談窓口	【融資部】金融円滑化相談担当 電話番号 フリーダイヤル 0120-543652 (受付時間:平日午前9時～午後5時)

【営業店ご相談窓口】 現在お取引いただいている各支店にお申出ください。

営業店ご相談窓口			
	受付方法	ご来店、お電話	
	受付時間	ご来店	平日 午前9時～午後3時
		お電話	平日 午前9時～午後5時
	電話番号	『店舗一覧』をご覧ください。	

※ 休日のご相談につきましては、ホームページ・店頭・電話にて開催日・時間・場所をご確認ください。

地域貢献

地域の皆さまに愛される、親しみやすい信用金庫を目指してまいります

CSRへの取組み

CSR（企業の社会的責任）とは･･･

企業が社会に対して環境問題への配慮、地域社会への貢献などの責任を果たして、社会とともに発展していくための活動です。

～ 事業を通じて よりよい社会をつくること。それが私たちの使命です。 ～

〈地域活性化に向けた取組み〉

■ 奈良市観光振興プロジェクト　～ やまといろプロジェクト ～

2011年10月に奈良県立大学と地域活性化を目的として「地域連携協定」を締結し、地域の強みや特性を活かした持続的な発展を目指し活動をしております。

今年度は、奈良県立大学、奈良信用金庫、奈良交通株式会社の三者で、知られざる奈良の魅力発信を目的とした『バス旅』を企画・実行しました。当日はSNSに写真やメッセージを投稿し、各地のPRを行いました。これからも、地域の連携強化による奈良の魅力発信・活性化に繋がる活動を継続してまいります。

バス旅

■ ならしん経営者倶楽部

本倶楽部はこれからの奈良を支える経営者・経営体制の育成、奈良の地域社会の発展に貢献することを目的として、地域の経営者の皆さまと奈良信用金庫が一緒に運営する経営者の会です。経営課題の解決や地域社会の発展を目的とした様々な活動を、会員企業の皆さまと共に考え、共に行ってまいります。

ならしん経営者倶楽部

■「地方創生にかかる包括連携協力に関する協定」の締結

2017年3月に、大和郡山市・南都銀行・奈良信用金庫の三者で「地方創生にかかる包括連携協力に関する協定」を締結いたしました。この包括連携協定は、それぞれの持つ知的・人的資源等を有効に活用し、相互に連携協定することで、産業振興と地域活性化に貢献することを目的としています。

本協定を機に、さらなる地域活性化に取組んでまいります。

■「雇用分野における地域金融機関と奈良県および奈良労働局との包括連携協定に関する協定」を締結

2017年3月に、奈良県・奈良労働局・南都銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・奈良信用金庫の六者で「雇用分野における地域金融機関と奈良県および奈良労働局との包括連携協力に関する協定」を締結いたしました。この包括連携協定は、それぞれの持つ情報や強みを有効に活用し、相互に連携協力を行うことで、県内企業の人材確保や求職者の就労促進など雇用の安定を図ることを目的としています。

本協定を機に、さらなる地域活性化に取組んでまいります。

雇用分野協定式

〈春日山原始林 保全活動、奈良のシカの保護育成〉

奈良公園贈呈式

SDGsの取組の一環として特別天然記念物である「春日山原始林」の保全再生、「奈良のシカ」の保護育成に取組んでおります。
今年度は「奈良公園地域活性化定期預金Ⅱ」を販売し、奈良公園観光地域活性化基金への寄付を行いました。
継続的に活動してきたことが評価され、一般財団法人奈良の鹿愛護会から記念品等の贈呈を受けることができました。

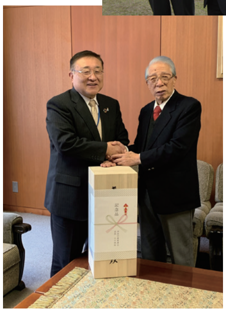
鹿愛護会贈呈式

春日山原始林保全再生定期預金をお預けいただきました皆さま、
保全活動を支えていただいている皆さまに、心より御礼申し上げます。

〈地域ボランティア活動への参加〉

清掃ボランティアや地域で開催される各種イベントに、運営ボランティアとして積極的に参加しております。

献血

奈良マラソン

生駒どんどこ祭り

SDGsへの参画

SDGsは、持続可能な世界を実現するために制定されたユニバーサル目標を、国、自治体、民間企業などが協力し17のゴール・169のターゲットの達成に向けて活動し、取組んでいく世界規模の活動です。当金庫は、春日山原始林の保全活動を中心とした奈良の環境や観光への取組みを継続していきます。

「安心・安全"なら"見守りネットワーク事業協定」締結

地域の皆さまが安心して暮らせるまちづくりを目的として、奈良市と「安心・安全"なら"見守りネットワーク事業協定を締結いたしました。日々の訪問活動や窓口業務を通して、地域の高齢者の方やその他支援を要する方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、積極的に見守り活動に取組んでまいります。
※当金庫は、木津川市見守隊にも参加しております。

地域貢献

昨年度のならしんの活動をご報告いたします

トピックス

2018年４月　●「ならしん経営者倶楽部」において企業プレゼン会を実施いたしました。

2018年５月　●定期預金「ならっきースマイル」を発売いたしました。
●職域サポート制度「ならっきーアシスト」を導入いたしました。

2018年６月　●日頃のご愛顧に感謝し、信用金庫の日（6月15日）に各店にて「お客さま感謝デー」を実施いたしました。
●経営者セミナー（伊藤元重氏）を開催いたしました。
●「ならしん経営者倶楽部」において講演会および企業見学会を実施いたしました。

2018年７月　●「奈良公園観光地域活性化定期預金」の販売額に応じ、「春日山原始林」の保全再生事業および「奈良のシカ」の保護育成事業を目的として、奈良公園観光地域活性化基金へ80万円を寄附いたしました。
●「病院事務長向けセミナー」を開催いたしました。

2018年８月　●2019年10月に消費税が増税されるにあたり「消費税増税対応融資」および「軽減税率対応融資」の取扱いを開始いたしました。
●「ならしん経営者倶楽部」において奈良県産業振興総合センターの方をお招きし、同センターの説明会を実施いたしました。

2018年９月　●当金庫は9月7日をもちまして、おかげさまで創業90周年を迎えることとなりました。
●「女性経営者の会」を開催いたしました。
●当金庫と奈良県立大学・奈良交通株式会社が連携した地域活性化の取組み「やまといろプロジェクト」の一環として奈良の魅力発信を目的とした「バス旅」を開催いたしました。
●金庫ホームページをリニューアルし、スマートフォン対応もいたしました。

2018年10月　●ならしん文化講演会（池上 彰氏）を開催いたしました。

2018年11月　●国際基準である「持続可能な開発目標（SDGs）」へ加盟いたしました。
●世界遺産である「春日山原始林」の保全再生事業および「奈良のシカ」の保護育成事業を目的とした「奈良公園観光地域活性化定期預金Ⅱ」を発売いたしました。
●キャッシュレス決済「Origami Pay」の取扱を開始いたしました。
●ならしん公式LINE@を開設いたしました。

ORIGAMI

2019年１月　●「ならしん新春セミナー」を開催いたしました。

2019年２月　●奈良県信用金庫協会主催「政経講演会」（村田晃嗣氏）を開催いたしました。
●「奈良公園観光地域活性化定期預金Ⅱ」の販売額に応じ、「春日山原始林」の保全再生事業および「奈良のシカ」の保護育成事業を目的として、奈良公園観光地域活性化基金へ100万円を寄附いたしました。

信用金庫の日

ホームページ

大和郡山市市民パレード

地元とのふれあい活動

2018年４月 ●大和郡山市市民パレードに参加いたしました。
●へぐり時代祭り「時代行列」に参加いたしました。

2018年５月 ●平城宮跡にて開催された天平行列に参加いたしました。

2018年７月 ●地域との連携を図るため、地元自治体担当者を迎えた「自治体交流会」を開催いたしました。
●下御門商店街で開催された「流しそうめん大会」に金庫職員がボランティアとして参加いたしました。

2018年８月 ●全国金魚すくい選手権大会に協賛し、参加者用うちわを提供いたしました。また、金庫職員が選手・ボランティア審判員として参加いたしました。
●生駒支店において、「いこまどんどこまつり」に参加いたしました。
●龍田川支店において、「へぐり盆踊り」に参加いたしました。
●小泉支店において、「ならしんこどもまつり」を開催いたしました。

2018年９月 ●「ならしん一泊二日バスツアー（名旅館 加賀屋に宿泊）」を実施いたしました。

2018年10月 ●やまとこおりやま音楽祭“樂”に金庫職員がボランティアとして参加いたしました。
●奈信協「しんきん大和路健康ウォーク」を開催いたしました。
●平和支所グラウンドにて「奈良信用金庫杯ゲートボール大会」を開催いたしました。

2018年11月 ●地元中学生の職場体験学習を受け入れました。
●近鉄奈良駅前にて、献血啓蒙活動を行いました。

2018年12月 ●奈良マラソン2018に協賛し、職員が選手・ボランティアとして参加いたしました。
●安堵町商工会チャリティーカラオケ大会に協賛いたしました。また、金庫職員も出場いたしました。

大和郡山市市民パレード

金魚すくい

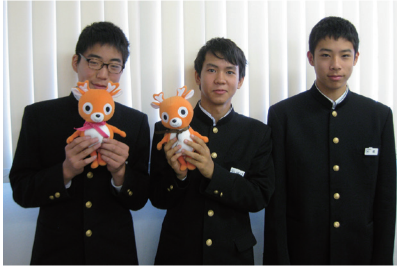
職場体験

職場体験

天平行列

地域貢献

ならしんは一人ひとりの声を大切にしています

総代会制度について

総代会のしくみ

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱い業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

総代候補者の選考基準

- ●当金庫の会員である方
- ●就任時、満77歳未満である方
- ●地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- ●政治活動的色彩がない方
- ●金庫の理念をよく理解し、金庫取引の良好である方
- ●地域の情報に通じ、金庫に対する協力者の方
- ●事業者の場合、経営内容が良好であること

総代候補者の非選考基準

- ●反社会的団体に所属する方
- ●子弟が金庫職員である方
- ●取引が不信または解消された方
- ●総代として相応しくない状態になった方

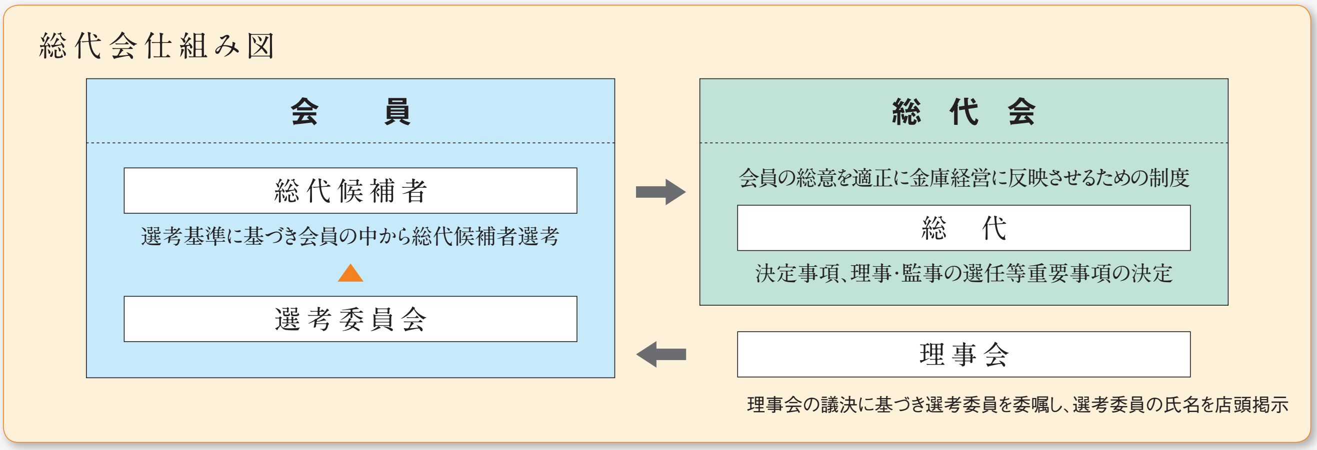

総代会の決議事項について

〈報告事項〉

第1号議案　第70期(2018年4月1日から2019年3月31日)業務報告　貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

〈決議事項〉

第1号議案　第70期(2018年度)剰余金処分案承認の件
第2号議案　任期満了に伴う総代選任に係る総代選考委員9名選任の件
第3号議案　会員資格要件の拡充に係る信用金庫法施行規則改正に伴う定款の一部変更の件
第4号議案　出資会員除名の件
第5号議案　退任理事等に対する退職慰労金贈呈の件
第6号議案　監事の定数変更に関する定款一部変更の件
第7号議案　監事に対する賞与限度額変更の件
第8号議案　理事選任の件
第9号議案　監事選任の件

総代とその選任方法

総代の任期・定数

●総代の任期は3年です。
●総代の定数は、90人以上140人以内で会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
なお、2019年3月31日現在の総代数は91人で会員数は14,836人です。

総代の選任方法

総代は、会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する役割を担っております。
総代の選考は、次の3つの手続きを経て選任されます。
1.会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
2.その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
3.その総代候補者を会員が信任する。（異議があれば申立てる。）

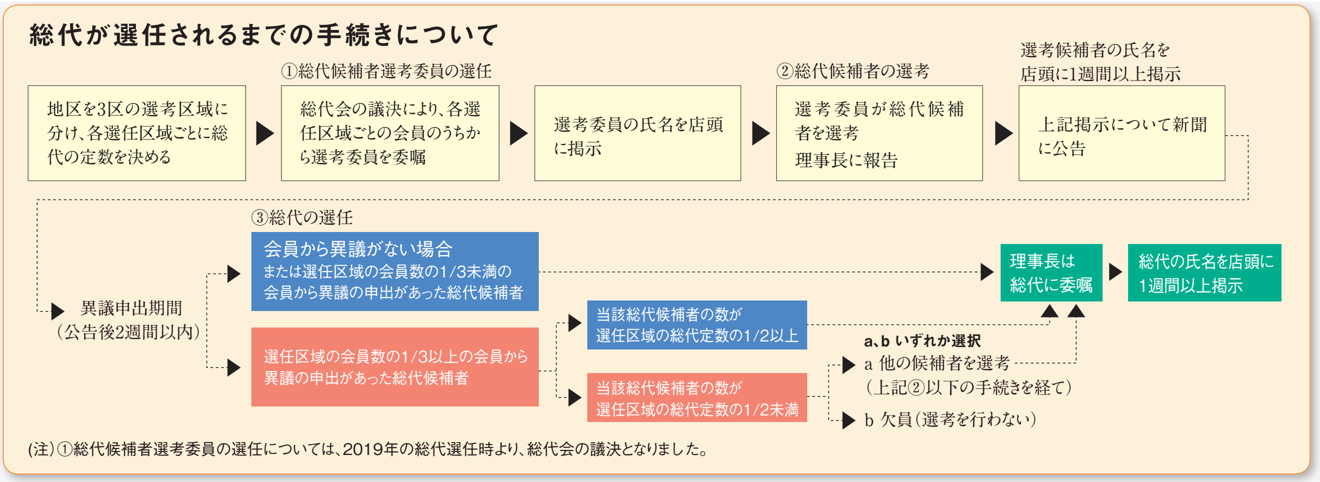

総代氏名

区域 1:大和郡山市、橿原市、磯城郡
2:奈良市、天理市、桜井市、山辺郡、京都府相楽郡精華町、木津川市、京田辺市
3:生駒市、大和高田市、香芝市、御所市、五條市（旧西吉野村、旧大塔村を除く）、生駒郡、葛城市、北葛城郡、大阪府四條畷市、大東市、東大阪市

区域1

井戸	正悟	2	中村	久雄	3
上田	明美	4	廣瀬	泰治	8
大浦	義章	7	松本	正伸	8
大垣	光宏	1	松山	清美	2
大倉	宏美	1	三浦	伸一	2
太田	善康	1	森	義治	4
川合	繁治	3	八木	進一	1
川端	章代	3	山村	典生	1
菊岡	洋之	1	山和	一彦	4
木村	隆男	8	吉川	惠司	1
黒田	久一	4			
杉本	雅則	1			
砂川	正興	9			
高橋	芳子	5			
玉井	康道	1			
寺林	貞昭	10			
中塚	紀隆	3			

区域2

乾	昌弘	3	杉本	唯夫	4	西村	淳	3
戌亥	芳包	4	竹内	成和	4	畑田	至孝	1
上村	純雄	4	田中	義彦	10	平井	宗助	2
大塚	昌孝	6	谷	健兒	1	福住	俊春	1
岡堅	英幸	1	谷奥	正樹	4	福西	昭次	3
小川	皖司	4	塚本	益広	3	福本	幸一	3
奥西	信夫	4	辻谷	晴行	3	藤井	正勝	2
笠井	一茂	4	寺田	信弘	1	藤川	修一	1
梶浦	徹史	4	峠	正文	1	向山	義信	4
河村	龍三	7	中西	琢也	3	宗本	忠典	1
北村	良和	10	中野	聖子	1	村井	猛	10
北羅	ハルミ	4	中村	憲司	3	森田	一男	3
木村	勉	7	中村	光一	4	森山	朋子	3
小島	正道	12	中室	好治	3	山上	雄平	7
小松	玲子	2	西垣内	義博	4	山中	雄志	10
笹岡	重信	3	西口	修	4	吉村	升平	10
柴田	岩昭	6	西田	素康	1			

区域3

牛田	俊春	4
浦野	圭司	6
上武	敏一	3
下西	輝治	5
竹本	俊春	5
鉄東	喬	4
寺井	博文	4
中嶋	修平	4
中村	公彦	5
宮武	智子	1
山田	孝治	2
山田	善久	1
山村	原延	1
吉留	隆一	1

（区域別50音順）

※氏名の後の数字は総代への就任回数

（2019年7月1日現在）

＜総代の属性別構成比＞

職業別	個人 4%　個人事業主 35%　法人・法人代表者 61%
年代別	70代以上 40%　60代以上 36%　50代以上 22%　40代以上 2%
業種別	製造業 14%　農業 2%　建設業 10%　電気・ガス・熱供給・水道業 4%　運輸業 2% 卸売業・小売業 24%　不動産業 22%　医療・福祉 7%　その他サービス 15%

※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。

当金庫の健全性

ならしんは皆さまの‘もっと便利’を追求します

業務のご案内

融資業務

個人向け商品

お車の購入、お子さまの教育資金、そして住宅の購入など、お客さまのライフステージにおいて生じる資金の需要にお応えすべく商品を取揃えております。マイホーム、ご結婚、ご進学、レジャー資金等にご利用ください。

住宅ローン(変動金利型)	住宅ローン(固定金利型)	無担保住宅ローン	リフォームプラン
エコリフォームプラン	アパートローン	カーライフプラン	エコカーライフプラン
教育プラン	福祉プラン	リピートプラン	一般個人プラン
切替プラン	シニアライフローン	カードローンプレミアム	カードローン「きゃっする」
しんきんフリーローン	フリーライフプラン	職域サポートローン「ならっきーアシスト」	

事業向け商品

意欲的に事業に取組まれる事業者の発展にお役立ていただきますようご支援させていただきます。（割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越による一般的ご融資以外の商品をご案内します。）

ビジネス支援金太郎	成長基盤強化応援ファンド	ベンチャーファンド
消費税増税対応融資	軽減税率対応融資	

預金業務

お客さまの資金ニーズにお応えする商品を取揃え、地域の皆さまの豊かな暮らしを演出する商品の開発、提供に努めてまいります。また、期間限定の商品を販売することもございます。

総合口座	普通預金	無利息型普通預金	貯蓄預金
定期積金	年金定期積金「年輪」	積立定期預金	大口定期預金
スーパー定期預金	変動金利定期預金	期日指定定期預金	利息分割受取型定期預金
年金定期預金「こころづくし」	退職金定期預金「つるとかめ」	生体認証セット定期預金	当座預金
納税準備預金	しんきん納税プラン（消費税用定期積金）	通知預金	譲渡性預金
一般財形預金	財形住宅預金	財形年金預金	後見支援預金

その他業務

投資信託窓口販売	損害保険窓口販売	生命保険窓口販売	国債窓口販売	信託契約代理店業務

サービス

インターネットバンキングをはじめとする毎日の暮らしのなかで便利でお役に立つサービスを用意しております。

生体認証機能付ならしん ICキャッシュカード	キャッシュカード	デビットカードサービス	自動受取（年金・給与振込）
自動支払	自動集金サービス	為替サービス	ATM振込
アンサーサービス	ホームバンキング	ならしんWEB-FB	インターネットバンキング
投信インターネットサービス	テレホンバンキング	マネーチャージ（楽天Edy）	外国為替
貸金庫	夜間金庫	M&A仲介サービス	でんさいサービス
事業サポート相談	ライフサポート相談	健康サポートプラン	職域サポート制度
Origami Pay加盟店受付			

セミナー・相談会のご案内

ならしんでは各種相談会やセミナーを実施しております。ぜひご参加ください。

■年金相談会　お客さまの年金に関する相談に対し、的確に回答するために社会保険労務士による相談を毎月、営業店で開催しております。また年金専任担当者によるご相談も承っております。

■税務相談会　お客さまの税金に関するご相談に対し、的確に回答するために税理士による相談を毎月、営業店で開催しております。

■経営者セミナー　地域の企業経営者さまに向け、さまざまな外部専門家を講師に迎えた経営者セミナーを開催しております。

■資産運用セミナー　経済環境や資産運用にご関心のあるお客さまに向け、CFP資格者や外部専門家を講師としたセミナーを営業店や特設会場で開催しております。

■ローン相談会　毎週土・日曜日に富雄支店2階ローンプラザにて、住宅ローン、個人ローンに関する相談会を受付けております。

- 相談会、セミナーは予約制になっております。満席の場合は、ご参加いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ご予約は、営業店の窓口、地区担当者もしくはお電話でお受けしております。
- お取引がなくてもご相談いただけます。
- 相談料はすべて無料です。
- 諸事情により日時、場所を変更する場合がございます。

開催日時・場所についてはホームページをご覧ください。https://www.narashin.co.jp

インターネットホームページ

ホームページには、商品・イベント・キャンペーン情報をはじめ当金庫からの重要なお知らせ、財務内容等まで最新の情報をご案内しております。また、インターネットバンキングをはじめ個人ローン仮審査お申込みや住宅ローン仮お申込み、投資信託ガイドムービーなどのサービスも充実を図っておりますのでぜひご利用ください。

ならしん　検索

https://www.narashin.co.jp

はじめよう ならしんの投資信託

資産形成の方法やお求めの商品をわかり易く検索できるサービスページを追加いたしました。

住宅ローン仮お申込み

窓口に来る事なく、ならしんのホームページから簡単に住宅ローンの仮お申込みをしていただけます。審査結果のご連絡後、ご来店のうえ正式なお申込み手続きをしていただきます。

投信インターネットサービス

投信インターネットサービスの受付をいたしております。窓口でのお取引と比較して20%手数料がお得となります。(定時定額取引は除きます。)保有されている投信の残高やお取引の経緯が画面上でご確認いただけます。

貸借対照表（資産の部）

（単位：百万円）

科　目	2017年度末	2018年度末
（資産の部）		
現金	**3,225**	**3,126**
預け金	**57,846**	**64,561**
金銭の信託	**1,500**	**1,484**
有価証券	**106,400**	**93,770**
国債	17,344	10,595
地方債	13,939	14,210
社債	18,426	15,564
株式	2,373	1,132
その他の証券	54,315	52,266
貸出金	**205,187**	**205,414**
割引手形	1,031	824
手形貸付	11,843	12,247
証書貸付	185,735	185,406
当座貸越	6,577	6,936
その他資産	**2,070**	**2,141**
未決済為替貸	50	87
信金中金出資金	1,345	1,345
前払費用	10	9
未収収益	314	293
その他の資産	349	403
有形固定資産	**3,091**	**2,959**
建物	845	786
土地	1,912	1,912
リース資産	61	39
その他の有形固定資産	271	220
無形固定資産	**141**	**164**
ソフトウェア	131	155
その他の無形固定資産	10	9
前払年金費用	**167**	**158**
繰延税金資産	**158**	**223**
債務保証見返	**381**	**420**
貸倒引当金	**△510**	**△456**
（うち個別貸倒引当金）	**（△347）**	**（△339）**
資産の部合計	**379,661**	**373,968**

預け金：信金中金などに預けたお金
有価証券：国債などに投資した金額
貸出金：個人や法人のお客さまにご融資したお金
未収収益：貸出金や有価証券の未収利息など
債務保証見返：保証した債務に対する求償権
貸倒引当金：将来予想しうる貸倒に備えるための引当金

貸借対照表（負債及び純資産の部）

（単位：百万円）

科　目	2017年度末	2018年度末
（負債の部）		
預金積金	**346,789**	**341,797**
当座預金	3,426	3,507
普通預金	82,191	93,070
貯蓄預金	184	174
通知預金	2,357	3,567
定期預金	254,747	237,498
定期積金	2,825	2,762
その他の預金	1,057	1,216
借用金	**16,500**	**14,700**
借入金	16,500	14,700
その他負債	**1,212**	**947**
未決済為替借	48	68
未払費用	948	701
給付補填備金	2	2
未払法人税等	13	―
前受収益	38	38
払戻未済金	2	2
リース債務	61	39
資産除去債務	21	21
その他の負債	76	73
賞与引当金	**72**	**73**
役員賞与引当金	**19**	**7**
役員退職慰労引当金	**129**	**152**
睡眠預金払戻損失引当金	**4**	**3**
偶発損失引当金	**5**	**7**
繰延税金負債	**―**	**―**
再評価に係る繰延税金負債	**287**	**287**
債務保証	**381**	**420**
負債の部合計	**365,402**	**358,396**
（純資産の部）		
出資金	**512**	**512**
普通出資金	512	512
利益剰余金	**14,372**	**14,526**
利益準備金	518	518
その他利益剰余金	13,853	14,007
特別積立金	12,060	12,560
（経営安定積立金）	（3,300）	（3,600）
当期未処分剰余金	1,793	1,447
処分未済持分	**△3**	**△0**
会員勘定合計	**14,880**	**15,039**
その他有価証券評価差額金	**△1,196**	**△42**
土地再評価差額金	**574**	**574**
評価・換算差額等合計	**△622**	**532**
純資産の部合計	**14,258**	**15,571**
負債及び純資産の部合計	**379,661**	**373,968**

預金積金：預けていただいたお金
未払費用：預金積金の未払利息など
未払法人税等：期末での未納法人税・住民税等の見積額

損益計算書

（単位:千円）

科　目	2017年度	2018年度
経常収益	**4,487,021**	**4,870,930**
資金運用収益	3,550,588	3,476,942
貸出金利息	1,981,666	2,032,911
預け金利息	33,945	30,057
有価証券利息配当金	1,492,268	1,372,481
その他の受入利息	42,707	41,492
役務取引等収益	303,573	296,191
受入為替手数料	80,860	83,801
その他の役務収益	222,712	212,390
その他業務収益	332,696	581,834
外国為替売買益	—	18
国債等債券売却益	268,232	486,469
国債等債券償還益	230	8,789
その他の業務収益	64,234	86,557
その他経常収益	300,163	515,961
貸倒引当金戻入益	57,577	—
償却債権取立益	15,840	32,886
株式等売却益	172,474	441,890
金銭の信託運用益	17,042	21,650
その他の経常収益	37,227	19,533
経常費用	**3,712,055**	**4,607,584**
資金調達費用	483,828	436,570
預金利息	482,369	435,422
給付補填備金繰入額	1,448	1,148
借用金利息	10	—
役務取引等費用	171,266	189,711
支払為替手数料	24,268	25,367
その他の役務費用	146,998	164,344
その他業務費用	70,940	207,861
外国為替売買損	9	—
国債等債券売却損	25,177	976
国債等債券償還損	45,518	206,794
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	234	90
経費	2,854,210	2,892,687
人件費	1,746,292	1,785,471
物件費	1,068,240	1,072,037
税金	39,677	35,178
その他経常費用	131,809	880,753
貸倒引当金繰入額	—	24,701
貸出金償却	54,204	689,800
株式等売却損	41,071	96,683
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	14,950	61,949
その他資産償却	1,000	1,065
その他の経常費用	20,582	6,552

資金運用収益：ご融資したお金や運用中の国債等からの利息収入

役務取引等収益：振込などのサービス提供によって生じた収入

資金調達費用：お預かりしている預金の利息等

役務取引等費用：サービスの提供を受けた時に支払った費用

経費：給与等の必要な営業上の費用

（単位:千円）

科　目	2017年度	2018年度
経常利益	**774,965**	**263,345**
特別利益	**—**	**—**
特別損失	**1,315**	**4,247**
固定資産処分損	1,315	4,247
減損損失	—	—
税引前当期純利益	**773,649**	**259,098**
法人税、住民税及び事業税	**198,824**	**149,083**
法人税等調整額	**28,226**	**△64,795**
法人税等合計	**227,051**	**84,288**
当期純利益	**546,598**	**174,809**
繰越金（当期首残高）	**1,246,510**	**1,272,874**
土地再評価差額金取崩額	**—**	**—**
当期未処分剰余金	**1,793,108**	**1,447,684**

経常利益：金庫本来の利益

［注記事項］
1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資１口当たり当期純利益金額　17 円 07 銭

剰余金処分計算書

（単位:百万円）

科　目	2017年度	2018年度
当期未処分剰余金	**1,793**	**1,447**
これを下記のように処分しました。		
剰余金処分額	**520**	**120**
出資に対する配当金	20	20
特別積立金	500	100
（うち経営安定積立金）	（300）	（100）
次期繰越金	**1,272**	**1,327**

出資に対する配当金：会員のみなさまにお支払いする配当金

会計監査

2017 年度および 2018 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書は、信用金庫法第 38 条の 2 の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受け、適法である旨の監査報告書を頂いております。

2018 年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 (以下、「財務諸表」という。) の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2019 年 6 月 19 日
奈良信用金庫
理事長　川井　喜樹

[注記事項]

1.　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2.　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
　なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3.　有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4.　有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
　また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物	5年～65年
その他	3年～20年

5.　無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、当金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6.　所有権移転外ファイナンス･リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
7.　外貨建資産･負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8.　貸倒引当金は、予め定めている償却･引当基準に則り、次のとおり計上しております。
　破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
　また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
　上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
　すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が資産査定を実施し、当該部署から独立した融資部が査定結果を監査しております。
　なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保･保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,088百万円であります。
9.　賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10.　役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11.　退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（2015年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
　当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
　①制度全体の積立状況に関する事項（2018年3月31日現在）

年金資産の額	1,669,710百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,806,457百万円
差引額	△136,747百万円

　②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2018年3月31日現在）
　　0.2230%
　③補足説明
　上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円及び別途積立金61,107百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金43百万円を費用処理しております。
　なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算出されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
12.　役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13.　睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
14.　偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15.　消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
16.　有形固定資産の減価償却累計額　2,437百万円
17.　貸出金のうち、破綻先債権額は178百万円、延滞債権額は1,610百万円であります。
　なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
18.　貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
　なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19.　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20.　破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,789百万円であります。
　なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21.　手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、824百万円であります。
22.　担保に供している資産は次のとおりであります。
　担保に供している資産

預 け 金	1,000百万円
有価証券	15,878百万円
その他の資産	21百万円

　担保資産に対応する債務

預金積金	223百万円
借用金	14,700百万円

　上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金8,150百万円を差し入れております。
　また、その他の資産には保証金が104百万円含まれております。
23.　土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
　再評価を行った年月日　1998年3月31日
　同法律第3条第3項に定める再評価の方法
　土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
　同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　△708百万円
24.　出資1口当たりの純資産額　1,519円11銭
25.　金融商品の状況に関する事項
　⑴金融商品に対する取組方針
　　当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
　　このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
　⑵金融商品の内容及びそのリスク
　　当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
　　また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。
　　これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
　　外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。
　　一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
　　また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
　⑶金融商品に係るリスク管理体制
　①信用リスクの管理
　　当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
　　これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に理事会にて審議･報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。
　　有価証券の発行体の信用リスク及び保有債に内包されるカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
　②市場リスクの管理
　(ⅰ)金利リスクの管理
　　当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
　　ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握･確認、今後の対応等の協議を行っております。
　　日常的にはリスク管理統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、半期ベースで理事会に報告しております。
　(ⅱ)為替リスクの管理
　　当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
　(ⅲ)価格変動リスクの管理
　　有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、統合的リスク管理規程に従い行われております。
　　このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、リスク管理統括部では、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
　(ⅳ)市場リスクに係る定量的情報
　　当金庫では、「預け金」、「有価証券」のうち債券･投資信託･株式、「貸出金」及び「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
　　当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、2019年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2,905百万円です。
　　なお、当金庫では、半期（9月末･3月末）に一度バックテスティングを実施し、計測手法、設定条件、計測システムの有効性等の検証を行っております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
　③資金調達に係る流動性リスクの管理
　　当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
　⑷金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
　　金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
　　なお、金融商品のうち預け金、貸出金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
26.　金融商品の時価等に関する事項
　2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。
　また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位:百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金(*1)	64,561	64,625	63
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	1,107	1,123	16
その他有価証券	90,929	90,929	−
(3)貸出金(*1)	205,414		
貸倒引当金(*2)	△456		
	204,957	208,098	3,140
金融資産計	361,555	364,776	3,220
(1)預金積金(*1)	341,797	342,787	989
金融負債計	341,797	342,787	989

(*1)預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法
金融資産
(1)預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
満期のある預け金については、市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値等を時価に代わる金額として記載しております。
(2)有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27.から28.に記載しております。
(3)貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については 貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額
金融負債
(1)預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAP）を用いております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位:百万円）

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	39
投資信託(*1)	1,694
合　計	1,733

(*1)非上場株式及び投資信託については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位:百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	53,901	10,160	−	500
有価証券	10,826	23,599	26,393	15,894
満期保有目的の債券	529	577	−	−
その他有価証券のうち満期があるもの	10,296	23,022	26,393	15,894
貸出金(*2)	36,133	66,742	43,797	51,369
合　計	100,860	100,501	70,190	67,763

(*1)預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。
(*2)期間の定めがないもの及び償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(注4)有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位:百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*1)	265,535	76,164	11	86
合　計	265,535	76,164	11	86

(*1)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、28.まで同様であります。

満期保有目的の債券

（単位:百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	−	−	−
	地方債	1,107	1,123	16
	社債	−	−	−
	その他	−	−	−
	小計	1,107	1,123	16
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	−	−	−
	地方債	−	−	−
	社債	−	−	−
	その他	−	−	−
	小計	−	−	−
合　計		1,107	1,123	16

その他有価証券

（単位:百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	26	25	0
	債券	37,642	37,194	448
	国債	9,800	9,630	170
	地方債	12,673	12,577	96
	社債	15,169	14,986	182
	その他	22,517	21,548	969
	小計	60,186	58,768	1,418
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,067	1,251	△ 184
	債券	1,620	1,631	△ 11
	国債	795	802	△ 7
	地方債	430	430	△ 0
	社債	395	399	△ 3
	その他	28,054	29,320	△ 1,266
	小計	30,742	32,203	△ 1,461
合　　計		90,929	90,971	△ 42

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位:百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,545	218	88
債券	5,161	219	−
国債	300	1	−
地方債	1,811	119	−
社債	3,049	98	−
その他	6,023	490	9
合　計	12,730	928	97

29. 運用目的の金銭の信託

（単位:百万円）

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,484	−

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,677百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが2,360百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	274 百万円
有価証券償却	11
役員退職慰労引当金	42
未払事業税	8
賞与引当金	20
減価償却超過額	10
その他有価証券評価差額金	11
その他	16
繰延税金資産小計	395
評価性引当額	△ 169
繰延税金資産合計	226
繰延税金負債	
その他	2
繰延税金負債合計	2
繰延税金資産の純額	223 百万円

調達したお金をどう運用したかの明細

資金運用・調達勘定の平均残高等

（単位：百万円、％）

区　分	平均残高		利息		利回り	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
資金運用勘定	**360,890**	**367,393**	**3,550**	**3,476**	**0.98**	**0.95**
貸出金	195,251	202,671	1,981	2,032	1.01	1.00
預け金（除く無利息）	52,578	61,016	33	30	0.06	0.05
有価証券	111,714	102,359	1,492	1,372	1.33	1.34
資金調達勘定	**350,918**	**356,472**	**483**	**436**	**0.13**	**0.12**
預金積金	335,550	342,300	483	436	0.14	0.12
借用金	16,508	15,967	0	―	0.00	―

（注）資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（2017年度1,213百万円、2018年度1,846百万円）を、控除して表示しております。

受取・支払利息の増減

（単位：百万円）

区　分	2017年度			2018年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	**337**	**△186**	**151**	**△45**	**△27**	**△72**
貸出金	154	△97	57	71	△20	51
預け金	△15	△12	△28	8	△12	△3
有価証券	198	△76	121	△125	5	△119
支払利息	**22**	**△93**	**△70**	**9**	**△56**	**△47**
預金	22	△85	△63	9	△56	△47
借用金	0	△7	△7	―	△10	△10

（注）残高及び利率の増減要因が重なる部分については増減割合に応じて按分しております。

パーヘッド（役職員一人あたり）（末残）

（単位：百万円）

区　分	2017年度末	2018年度末
預金	1,475	1,460
貸出金	873	877

パーブランチ（一店舗あたり）（末残）

（単位：百万円）

区　分	2017年度末	2018年度末
預金	23,119	22,786
貸出金	13,679	13,694

総資金利鞘

（単位：％）

区　分	2017年度末	2018年度末
資金運用利回　(A)	0.98	0.95
資金調達原価率　(B)	0.93	0.92
総資金利鞘　(A - B)	0.05	0.03

利益率

（単位：％）

区　分	2017年度末	2018年度末
総資産経常利益率	0.21	0.07
総資産当期純利益率	0.14	0.04

預貸率

（単位：％）

区　分		2017年度末	2018年度末
預貸率	末残	59.16	60.09
	平残	58.18	59.20

預証率

（単位：％）

区　分		2017年度末	2018年度末
預証率	末残	30.68	27.43
	平残	33.29	29.90

用語解説

総資産利益率（ROA〔Return on Assets〕）

総資産利益率とは総資産（平均残高）に対してどれだけの利益があるか、金庫の収益性を示す指標の一つです。

$$総資産経常利益率・総資産当期純利益率 = \frac{経常利益または当期純利益}{総資産（債務保証見返除く）平均残高}$$

総資金利鞘

調達したすべての資金を運用してどれだけ利鞘を得たか、という収益指標です。資金量の動きと合わせ資金収益動向の概要が把握できます。

総資金利鞘＝資金運用利回－資金調達原価率

大勢の方にご利用いただいた期間限定定期預金「ならっきースマイル」「奈良公園観光地域活性化定期預金Ⅱ」に加え、新規お取引先の増加にこだわった預金取引を推進いたしましたが、公金定期預金の流出等により、期末残高で前期比▲1.43%、4,992百万円減少し、341,797百万円となりました。

預　金　の　現　況

預金者別預金積金期末残高

（単位:百万円）

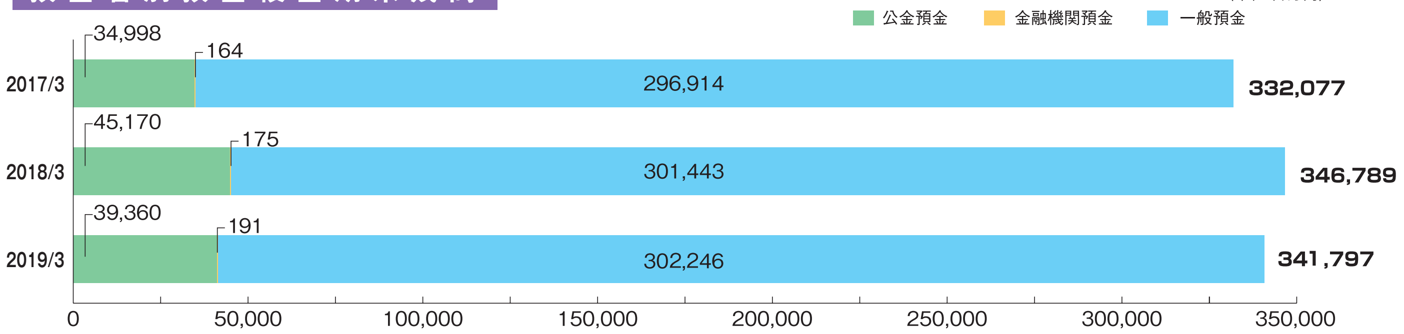

（単位:百万円）

	公金預金	金融機関預金	一般預金	合計
2017年3月末	34,998	164	296,914	332,077
2018年3月末	45,170	175	301,443	346,789
2019年3月末	39,360	191	302,246	341,797

科目別預金積金期末残高

（単位:百万円）

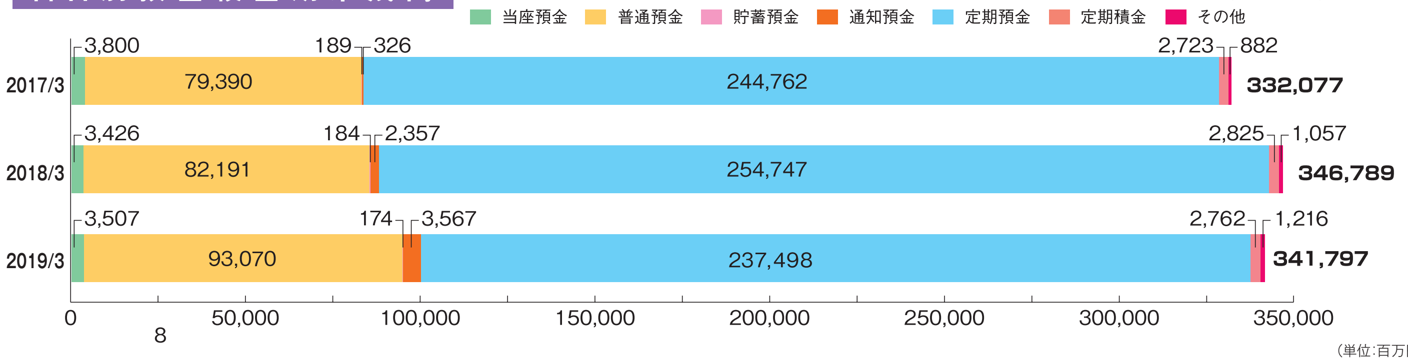

（単位:百万円）

	当座預金	普通預金	貯蓄預金	通知預金	定期預金	定期積金	その他	合計
2017年3月末	3,800	79,390	189	326	244,762	2,723	882	332,077
2018年3月末	3,426	82,191	184	2,357	254,747	2,825	1,057	346,789
2019年3月末	3,507	93,070	174	3,567	237,498	2,762	1,216	341,797

金利区分別定期預金残高

（単位:百万円）

区　分	2017年度末	2018年度末
固定金利定期預金	254,704	237,457
変動金利定期預金	37	34
その他定期預金	5	5
合　　計	254,747	237,498

預金の種類別残高

預金積金、譲渡性預金平均残高

（単位:百万円）

区　分	2017年度末	2018年度末
流動性預金	78,147	86,128
うち有利息預金	71,727	79,190
定期性預金	256,932	255,657
うち固定金利定期預金	254,129	252,809
うち変動金利定期預金	38	36
その他の預金	470	513
預金合計	335,550	342,300
譲渡性預金	0	0
総　合　計	335,550	342,300

融　資　の　現　況

貸出金科目別残高（平均残高）

（単位:百万円）

区　分	2017年度	2018年度
割引手形	902	944
手形貸付	9,746	11,846
証書貸付	179,182	183,944
当座貸越	5,419	5,935
合計	195,251	202,671

金利区分別貸出金残高

（単位:百万円）

区　分	2017年度	2018年度
貸出金	205,187	205,414
変動金利	81,631	89,797
固定金利	123,556	115,617

ご融資した地域企業の業種別内訳

貸出金業種別内訳

単位:百万円（　)内構成比（%）

区　分	2017年度			2018年度		
	先数	残高	構成比	先数	残高	構成比
製造業	232	16,944	(8.2)	239	16,727	(8.1)
農業、林業	2	19	(0.0)	2	17	(0.0)
漁業	1	2	(0.0)	1	0	(0.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	−	−	−	−	−	−
建設業	231	8,253	(4.0)	235	8,583	(4.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	10	453	(0.2)	12	470	(0.2)
情報通信業	6	657	(0.3)	8	891	(0.4)
運輸業、郵便業	46	4,392	(2.1)	50	4,451	(2.1)
卸売業、小売業	288	13,707	(6.6)	284	14,390	(7.0)
金融業、保険業	7	2,486	(1.2)	6	1,946	(0.9)
不動産業	328	30,691	(14.9)	338	30,650	(14.9)
地方三公社	−	−	−	−	−	−
物品賃貸業	7	261	(0.1)	6	243	(0.1)
学術研究、専門・技術サービス業	29	376	(0.1)	27	337	(0.1)
宿泊業	10	468	(0.2)	9	368	(0.1)
飲食業	88	2,133	(1.0)	93	2,200	(1.0)
生活関連サービス業、娯楽業	53	1,972	(0.9)	51	2,112	(1.0)
教育、学習支援業	8	113	(0.0)	8	103	(0.0)
医療、福祉	106	13,816	(6.7)	107	12,994	(6.3)
その他のサービス	89	2,785	(1.3)	83	2,401	(1.1)
小計	1,541	99,539	(48.5)	1,559	98,890	(48.1)
国・地方公共団体	7	53,860	(26.2)	7	49,752	(24.2)
個人	4,781	51,787	(25.2)	4,825	56,771	(27.6)
合計	6,329	205,187	(100.0)	6,391	205,414	(100.0)

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金償却額

（単位:百万円）

2017年度末	54
2018年度末	689

（注）前期より貸出金償却額は損益計算書上の「貸出金償却」の額を記載しております。

ご融資に際して提供された担保の種類

担保別貸出金残高及び債務保証見返額

（単位:百万円）

区　分	2017年度		2018年度	
	貸出金額	債務保証見返額	貸出金額	債務保証見返額
当金庫預金積金	1,379	4	1,440	0
有価証券	49	—	47	—
動産	—	—	—	—
不動産	45,795	42	50,137	39
その他	—	—	—	—
計	47,224	47	51,626	39
信用保証協会・信用保険	13,533	25	15,039	24
保証	58,818	258	54,146	207
信用	85,611	50	84,602	148
合計	205,187	381	205,414	420

ご融資したお金の使いみち

貸出金使途別残高

（単位:百万円、%）

区　分	2017年度末		2018年度末	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	90,766	44.2	94,366	45.9
運転資金	114,421	55.7	111,047	54.1
合計	205,187	100.0	205,414	100.0

個人のお客さまにご利用いただいているローン残高

消費者ローン・住宅ローン残高

（単位:百万円、%）

区　分	2017年度末		2018年度末	
	残高	構成比	残高	構成比
消費者ローン	1,613	3.5	1,745	3.4
住宅ローン	44,214	96.4	49,260	96.6
合計	45,828	100.0	51,005	100.0

貸倒引当金期末残高および期中増減額

（単位:百万円）

区　分	2017年度末		2018年度末	
	残高	構成比	残高	構成比
一般貸倒引当金	162	△84	116	△46
個別貸倒引当金	347	7	339	△7
合計	510	△76	456	△54

有価証券期末残高・平均残高

(単位:百万円)

区分		2017年度 期末残高	2017年度 平均残高	2018年度 期末残高	2018年度 平均残高
国債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	17,344	17,638	10,595	13,657
	合計	17,344	17,638	10,595	13,657
地方債	満期保有目的	1,684	1,928	1,107	1,343
	その他の目的	12,255	12,896	13,103	14,690
	合計	13,939	14,825	14,210	16,034
短期社債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—
政府保証債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	1,867	1,787	1,655	1,757
	合計	1,867	1,787	1,655	1,757
公社公団債	満期保有目的	195	207	—	—
	その他の目的	5,940	6,073	3,667	4,942
	合計	6,135	6,280	3,667	4,942
金融債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	1,798	6,235	1,902	1,826
	合計	1,798	6,235	1,902	1,826
事業債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	8,625	10,727	8,339	8,322
	合計	8,625	10,727	8,339	8,322
株式	子会社・関連会社	—	—	—	—
	その他の目的	2,373	2,107	1,132	2,026
	合計	2,373	2,107	1,132	2,026
外国証券	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	12,431	11,706	14,634	12,806
	合計	12,431	11,706	14,634	12,806
その他の証券	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	41,883	40,405	37,631	40,984
	合計	41,883	40,405	37,631	40,984
計	満期保有目的	1,879	2,135	1,107	1,343
	子会社・関連会社	—	—	—	—
	その他の目的	104,521	109,579	92,662	101,015
	合計	106,400	111,714	93,770	102,359

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種類		2017年度 貸借対照表計上額	2017年度 時価	2017年度 差額	2018年度 貸借対照表計上額	2018年度 時価	2018年度 差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,684	1,717	33	1,107	1,123	16
	社債	195	195	0	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	1,879	1,912	33	1,107	1,123	16
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計		1,879	1,912	33	1,107	1,123	16

(注)1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位:百万円)

種類		2017年度 貸借対照表計上額	2017年度 取得原価	2017年度 差額	2018年度 貸借対照表計上額	2018年度 取得原価	2018年度 差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	920	798	121	26	25	0
	債券						
	国債	16,080	15,888	192	9,800	9,630	170
	地方債	9,542	9,380	162	12,673	12,577	96
	社債	16,053	15,803	250	15,169	14,986	182
	その他	9,482	8,996	485	22,517	21,548	969
	小計	52,079	50,866	1,212	60,186	58,768	1,418
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,414	1,566	△151	1,067	1,251	△184
	債券						
	国債	1,263	1,307	△43	795	802	△7
	地方債	2,712	2,724	△11	430	430	0
	社債	2,178	2,182	△3	395	399	△3
	その他	43,249	45,448	△2,199	28,054	29,320	△1,266
	小計	50,818	53,228	△2,409	30,742	32,203	△1,461
合計		102,898	104,095	△1,196	90,929	90,971	△42

(注)1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

区分	2017年度 貸借対照表計上額	2018年度 貸借対照表計上額
満期保有目的の債券、地方債	—	—
その他有価証券 非上場株式	1,622	1,733

運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

2017年度 貸借対照表計上額	2017年度 当事業年度の損益に含まれた評価差額	2018年度 貸借対照表計上額	2018年度 当事業年度の損益に含まれた評価差額
1,500	—	1,484	—

(注)貸借対照表計上額は、期末における市場価格等に基づいております。

金融等デリバティブ取引
商品有価証券種類別平均残高
金融先物取引等
有価証券オプション取引等
先物海外取引
外国為替有価証券市場における取引
その他規則第15条の3、第5号に掲げる取引

上記7項目につきましては該当ありません。

自己資本の充実の状況等の開示

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第百三十二条第一項第五号二等に基づき、自己資本の充実の状況等について定性的な開示事項及び、第三項に定める定量的な開示事項を以下のとおり開示いたします。

Ⅰ 定性的開示事項

1．自己資本調達手段の概要（38ページに詳細情報記載）

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目からコア資本に係る調整項目を控除した額で構成されています。

2018年度末の当金庫における自己資本額のうち、毎年の利益により当金庫が積み立てているもの（特別積立金）等以外に、コア資本に係る基礎項目では地域のお客さまからお預かりしている出資金などがこれに該当します。尚、当金庫の自己資本調達は、毎年得られる利益の積み上げと地域のお客さまからの出資金を原則としております。

2．当倉庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要（39ページに詳細情報記載）

自己資本の充実度に関しまして、当金庫の自己資本比率は、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫の各エクスポージャーは、一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに策定する経営方針、事業計画に基づいた業務運営を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

用語解説

エクスポージャー
リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

リスク・アセット
リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額をいいます。

コア資本に係る基礎項目
自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の基本的項目であり、出資金・資本剰余金・利益剰余金・一般貸倒引当金・土地再評価差額金の45%相当額などから構成されます。

コア資本に係る調整項目
自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の調整（控除）項目であり、無形固定資産・前払年金費用の額などから構成されます。

繰延税金資産
金融機関が不良債権処理に伴って支払った税金が、将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産をいいます。会計上の費用（または収益）と税法上の損金（または益金）の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じます。

3．信用リスクに関する事項（39ページに詳細情報記載）

⑴リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫において、信用リスクは最重要なリスクでありますが、極小化すべきリスクではなく、むしろ管理、コントロールすべきリスクであると認識し、公共性、安全性、成長性、収益性を原則とする厳正な与信判断を行なうべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範を明示した『クレジットポリシー』を制定し、役職員に理解と遵守を促し、信用リスク管理を徹底しています。信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理（資産構成管理）として自己査定による債務者区分別、業種別、加えて与信集中によるリスク抑制のため大口与信先管理についても定期的に役員へ報告するなど、管理態勢の整備をしております。

案件の審査・与信管理につきましては、審査部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としており、さらに、経営陣による大口与信先打合せ、ローンレビュー等も定期的に開催することで、信用リスク管理を組織ベースで行なう態勢としております。以上の相互牽制機能に、リスク状況管理とその報告、経営陣の実態把握と監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、『自己査定基準』および『償却・引当基準』に基づき、自己査定結果における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとに債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先ともに、優良担保・保証を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。尚、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

⑵信用リスク算出に使用する手法の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

⑶リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付け機関（40ページに詳細情報記載）

リスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

尚、与信関連の信用リスクに関しては、外部の適格格付機関の格付は採用いたしておりません。またエクスポージャーの種類ごとに適格格付け機関の使い分けも行なっておりません。

・株式会社格付投資情報センター（R&I）
・株式会社日本格付研究所（JCR）
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody’s）
・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ（S&P）

> **用語解説**
>
> **信用リスク**
> 取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。
>
> **クレジットポリシー**
> 与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したものをいいます。
>
> **標準的手法**
> 信用リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。従来の自己資本比率規制よりも、個々のエクスポージャー毎にリスク・ウエイト（債権の危険度を表す指標）をきめ細かく判定してリスクをより精緻化する反面、中小企業等・個人向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮したり、個別債権毎に信用リスク削減手法を適用するなどして自己資本比率を算出する手法をいいます。この標準的手法は、その他に内部格付けでリスク・アセットを算出する基礎的内部格付手法や先進的内部格付手法があり、金融機関の実状に合わせて手法を選択します。
>
> **適格格付機関**
> バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要（41ページに詳細情報記載）

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の採り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。したがって担保または保証に過度に依存しないような融資の採り上げ姿勢に徹しております。但し、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱に努めております。

当金庫が扱う担保には、預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める『与信取扱規定』等により適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、（但し、代理貸付に関する債務保証はオフバランスに計上）に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める『与信取扱規定』や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として信用保証協会保証等、その他未担保預金等が該当します。

また、派生商品取引及びレポ形式の取引は行なっておらず、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しても、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要（41ページに詳細情報記載）

当金庫では、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性がある信用リスクを内包したいわゆる派生商品のお取扱はいたしておりません。

また、当金庫の運用においても派生商品は保有いたしておりませんが、派生商品を保有した場合において市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める『引当基準』に則した適正な引当金を計上することといたしております。

その他、有価証券関連取引についても派生商品は保有いたしておりませんが、派生商品を保有する場合においても、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じた場合には、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

尚、リスク管理の次なるステップとして、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合リスク管理については、現在その態勢構築に向けて進めております。リスク資本については、自己資本の範囲として位置づけ、その範囲で各リスク許容を割当てた運営を導入し、与信限度枠を含めた各リスクリミットは、理事会において決議する方針として運営いたしております。

また長期決済期間取引は保有しておらず、該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項（41ページに詳細情報記載）
リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に分類されますが、当金庫においては、投資家としてのみ証券化取引を行っております。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて、資金運用会議等に諮り、適切な管理に努めております。加えて、金庫内ネットワークにより、随時経営陣がモニタリングできる体制も整えております。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項（14ページに詳細情報記載）

⑴リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避もしくは極小化すべきリスクであり、当金庫では、『リスク管理方針』のもとに、その組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止および発生時の影響の極小化に努めております。

事務リスク管理については、営業店においては『事務規定』に基づいた事務運営を心がけることはもちろんのこと、営業店内における勉強会、店内検査をはじめ、本部主催での事務の臨店指導、研修などに加え、牽制機能としての事務検査・監査を実施し、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、『各種システム管理規定』に基づき、管理すべきリスクの所在、種類を明確にし、定期的な点検検査、さらには牽制機能としてシステム監査を実施し、安定した業務遂行・運営が継続できるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理体制の強化に努めております。

顧客保護の観点を重視したリスクについては、苦情相談窓口として『支店部　お客さまサービス担当』の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティー体制については『リスク管理統括部』設置による組織管理態勢の整備、またリスク商品等に対する説明態勢の整備や管理態勢については、『支店部』ならびに『事務部　証券管理担当』を設置するなどその整備に努めており、その他風評リスク、法務リスクについても所管を明確にして適切な管理を実施いたしております。

また、これらのリスクに関しましては、経営対策委員会をはじめ、リスク所管部において協議・検討するとともに、必要に応じて経営会議において報告する態勢を整備いたしております。

尚、オペレーショナル・リスク相当額の算定については、当面、基礎的手法による計測を採用していく方針でありますが、内部管理としては、リスクデータの蓄積による計量化を視野に入れた方向性で検討いたしております。

⑵オペレーショナル・リスク算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

用語解説

オペレーショナル・リスク
金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により、損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システム誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人事リスクなどが含まれます。

基礎的手法
オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。リスク・アセット＝3年間粗利益平均×15％÷8％の算式でリスク量を算出します。

8．銀行勘定における信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要（42ページに詳細情報記載）

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価および最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況などは、ALM委員会、資金運用会議等においてリスク分析などを実施して投資の是非を協議するなど、適切な管理に努めております。また株式関連の投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める限度枠での取引に限定するとともに、基本的には債権などの金利リスクのヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した運用に心がけております。尚、取引にあたっては、投資方針に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

またリスクの状況は、毎月の有価証券運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、定期的に常務会、理事会へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

尚、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める『有価証券会計処理基準』及び日本公認会計士協会の『金融商品会計に関する実務指針』に従った、適正な処理を行っております。

9．銀行勘定における金利リスクに関する事項（42ページに詳細情報記載）

⑴リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な時価計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利のショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、金利更改を勘案した金利収益シミュレーションによる収益への影響度（収益ストレステスト）、さらには新商品等の導入による影響などALM管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会などで協議検討するとともに、経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

⑵銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要（42ページに詳細情報記載）

A．開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEに関する事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
考慮しておりません。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
ΔEVEの算定にあたり、保守的に通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

⑥スプレッドに関する前提
計算にあたって、有価証券のうち債券については割引金利に信用スプレッドを含めていますが、キャッシュフローには含めていません。

⑦内部モデルの使用等、ΔEVEとΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。

B．自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明
ΔEVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動等としています。

②金利リスク計測の前提及びその意味
当金庫では内部管理上、預貸金や有価証券などの商品毎の金利リスクをVaRなどにより管理しており、信用リスクやその他のリスクとともに、リスク資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しております。

用語解説

VaR（Value at Risk：バリュー・アット・リスク）
将来の特定期間に、ある一定の確率の範囲内でポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出されたリスク量をいいます。

金利リスク
市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクをいいます。

BPV（Basis Point Value：ベーシス・ポイント・バリュー）
金利リスク指標のひとつで、全ての期間の金利が1ベーシス・ポイント（0.01％）変化した場合における現在価値の変化額を表します。

ΔEVE（Economic Value of Equity）
金利ショック下の銀行勘定の現在価値変動額を表します。

Ⅱ定量的開示事項

（1）自己資本の構成に関する事項

（単位:百万円、%）

項目	2017年度	経過措置による不算入額	2018年度
コア資本に係る基礎項目（1）			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	14,860		15,018
うち、出資金及び資本剰余金の額	512		512
うち、利益剰余金の額	14,372		14,526
うち、外部流出予定額（△）	20		20
うち、上記以外に該当するものの額	△3		△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	162		116
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	162		116
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額にに含まれる額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額 （イ）	15,023		15,135
コア資本に係る調整項目（2）			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	141	—	164
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	141	—	164
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	167	—	158
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 （ロ）	309		323
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ）） （ハ）	14, 714		14,811
リスク・アセット等（3）			
信用リスク・アセットの額の合計額	155,331		152,835
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,175		△1,425
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	—		
うち、繰延税金資産	—		
うち、前払年金費用	—		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,175		△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,248		6,299
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額 （ニ）	161,580		159,134
自己資本比率			
自己資本比率 （（ハ）／（ニ））	9.10%		9.30%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準金庫であります。

（2）自己資本の充実度に関する事項

（単位:百万円）

	2017年度		2018年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	**155,331**	**6,213**	**152,835**	**6,113**
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	153,860	6,154	138,669	5,546
(i) ソブリン向け	1,216	48	1,203	48
(ii) 金融機関向け	6,643	265	6,107	244
(iii) 法人等向け	54,873	2,194	54,831	2,193
(iv) 中小企業等・個人向け	40,786	1,631	43,394	1,735
(v) 抵当権付住宅ローン	4,278	171	4,648	185
(vi) 不動産取得等事業向け	15,202	608	15,008	600
(vii) 3ヵ月以上延滞等	35	1	20	0
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化 STC要件適用分			—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化		—	—	—
③-1.複数の資産を裏付とする資産（所謂ﾌｧﾝﾄﾞ）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	3,543	141		
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			15,591	623
ルック・スルー方式			15,591	623
マンデート方式			—	—
蓋然性方式（250％）			—	—
蓋然性方式（400％）			—	—
フォールバック方式（1250％）			—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,175	△ 87	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8％で除して得た額	50	2	—	—
⑦中央精算機関関連エクスポージャー	52	2	—	—
ロ．オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額	**6,248**	**249**	**6,299**	**251**
ハ．単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	**161,580**	**6,463**	**159,134**	**6,365**

（注）1.所要自己資本の額＝リスクアセット×4％
2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及漁業信用基金協会のことです。
4.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150％になったエクスポージャーのことです。
5.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6.単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4％

（3）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ．信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

（単位:百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債　券		デリバティブ取引			
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
国内	379,517	372,662	205,717	205,977	60,734	53,573	—	—	49	33
国外	896	896	—	—	896	896	—	—	—	—
地域別合計	380,414	373,559	205,717	205,977	61,630	54,469	—	—	49	33
製造業	21,007	20,278	17,320	17,105	2,608	2,507	—	—	3	—
農業、林業	38	32	38	32	—	—	—	—	—	—
漁業	2	20	2	20	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	9,886	10,426	9,516	9,916	200	300	—	—	2	2
電気・ガス・熱供給・水道業	911	1,047	488	503	301	501	—	—	—	—
情報通信業	1,655	1,807	657	892	804	902	—	—	—	—
運輸業、郵便業	6,527	6,865	4,425	4,524	1,923	2,320	—	—	—	9
卸売業、小売業	15,522	15,821	14,180	14,921	1,106	802	—	—	0	—
金融業、保険業	38,833	35,958	2,510	1,967	11,318	13,296	—	—	—	—
不動産業	47,861	45,998	32,390	32,861	1,502	1,501	—	—	—	—
物品賃貸業	267	249	267	249	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	700	679	700	679	—	—	—	—	—	—
宿泊業	471	370	471	370	—	—	—	—	—	—
飲食業	2,804	2,942	2,804	2,942	—	—	—	—	15	15
生活関連サービス業、娯楽業	2,259	2,501	2,259	2,501	—	—	—	—	2	—
教育、学習支援業	284	268	284	268	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	14,782	13,910	14,782	13,910	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	3,173	2,818	3,168	2,786	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	156,421	151,736	53,920	49,804	41,864	32,336	—	—	—	—
個人	45,526	49,719	45,526	49,719	—	—	—	—	26	6
その他	11,474	10,105	0	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	380,414	373,559	205,717	205,977	61,630	54,469	—	—	49	33
1年以下	97,905	43,178	27,789	26,501	12,788	8,632	—	—		
1年超3年以下	28,046	36,307	11,779	11,419	15,766	11,740	—	—		
3年超5年以下	30,179	36,257	19,642	26,857	10,218	7,253	—	—		
5年超7年以下	29,548	32,198	26,237	22,710	3,311	5,601	—	—		
7年超10年以下	40,918	51,266	35,881	27,427	5,037	4,566	—	—		
10年超	99,085	107,953	84,077	90,779	14,507	16,673	—	—		
期間の定めのないもの	54,731	66,397	308	281	—	—	—	—		
残存期間別合計	380,414	373,559	205,717	205,977	61,630	54,469	—	—		

（注）1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2.「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握すること　や、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、仮払金、株式投資信託、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位:百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2017年度	246	162	—	246	162
	2018年度	162	116	—	162	116
個別貸倒引当金	2017年度	339	347	18	320	347
	2018年度	347	339	78	268	339
合計	2017年度	586	510	18	567	510
	2018年度	510	456	78	431	456

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位:百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
製造業	164	155	155	92	—	61	164	93	155	92	—	630
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	2	1	1	7	—	—	2	1	1	7	—	25
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	36	34	34	35	—	—	36	34	34	37	—	—
卸売業、小売業	31	10	10	24	18	0	13	8	10	23	48	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	15	—	—	12	—	—	15	13	—	12	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—	21
飲食業	12	9	9	49	—	—	12	9	9	49	1	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	55	60	60	55	—	—	55	55	60	55	—	—
その他サービス業	—	30	30	—	—	—	—	—	30	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	21	45	45	60	—	—	21	50	45	60	3	11
合計	339	347	347	339	18	78	320	269	347	339	54	689

1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位:百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	2017年度		2018年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	134,318	—	132,510
10%	—	12,217	—	11,875
20%	2,029	33,686	1,819	31,560
35%	—	12,315	—	13,359
50%	9,425	25	9,235	15
75%	—	52,713	—	56,165
100%	1,102	94,159	2,102	75,196
150%	—	6	—	2
200%	—	—	—	—
250%	—	158	—	223
1,250%	—	—	—	—
その他	—	28,256	—	39,492
合計	380,414		373,559	

（注）1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

（4）信用リスク削減手法に関する事項
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位:百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	**1,792**	**1,744**	**6,165**	**6,006**	**—**	**—**
①ソブリン向け	—	—	1,721	1,526	—	—
②金融機関向け	—	—	1,020	953	—	—
③法人等向け	715	757	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	1,067	986	3,378	3,477	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	44	48	—	—
⑥不動産取得等事業向け	9	1	—	—	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等	—	—	1	—	—	—

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

（6）証券化エクスポージャーに関する事項
イ．オリジネーターの場合
当金庫は、証券化エクスポージャーに関するオリジネーターの場合の取引は行っておりません。

ロ．投資家の場合
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（単位:百万円）

	2017年度		2018年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

（単位:百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分　(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2017年度		2018年度		2017年度		2018年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%～100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—				
(i)カードローン	—	—	—	—				
(ii)住宅ローン	—	—	—	—				
(iii)自動車ローン	—	—	—	—				

（注）1.所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。
2.「1,250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません

（7）出資等エクスポージャーに関する事項

イ．貸借対照表計上額及び時価等

（単位:百万円）

区分	2017年度		2018年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	17,525	17,525	13,906	13,906
非上場株式等	1,384	1,384	1,384	1,384
合計	18,910	18,910	15,291	15,291

（注）投資信託等の裏付資産のうち出資等に該当するものは、一括して上場株式等に含めております。
非上場株式等には、信金中央金庫出資金等が含まれております。

ロ．出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位:百万円）

	2017年度	2018年度
売却益	196	668
売却損	41	96
償却	—	—

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ．貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位:百万円）

	2017 年度	2018 年度
評価損益	△ 345	△ 698

ニ．貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位:百万円）

	2017年度	2018年度
評価損益	—	—

（8）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位:百万円）

	2017年度	2018年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		37,631
マンデート方式を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー		—

（9）金利リスクに関する事項

（単位:百万円）

IRRBB1:金利リスク

項番		イ	ロ
		△EVE	
		当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,658	
2	下方パラレルシフト	0	
3	スティープ化	3,518	
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値	3,658	
		ホ	ヘ
		当期末	前期末
8	自己資本の額	14,811	

（注）1.　金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2.　「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。
なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」（2017年度）は、1,909百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末のΔEVEとは計測定義などが異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条で定められた開示項目の他、自主的に開示する任意開示項目を記載し作成しております。

単体（信用金庫法施行規則第132条における規定）

1.　金庫の概況及び組織に関する事項
⑴事業の組織……45
⑵理事・監事の氏名及び役職名……45
⑶事務所の名称及び所在地……2・49
2.　金庫の主要な事業の内容……45
3.　金庫の主要な事業に関する事項
⑴事業年度における概況……7
⑵５事業年度における指標……9
①経常収益
②経常利益又は経常損失
③当期純利益又は当期純損失
④出資総額及び出資総口数
⑤純資産額
⑥総資産額
⑦預金積金残高
⑧貸出金残高
⑨有価証券残高
⑩単体自己資本比率
⑪出資に対する配当金
⑫職員数
⑶直近の２事業年度における事業の状況を示す指標
①主要な業務の状況を示す指標……9・31
・業務粗利益及び業務粗利益率
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支
・資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘
・受取利息及び支払利息の増減
・総資産経常利益率
・総資産当期純利益率
②預金に関する指標……32
・流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高
・固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高
③貸出金等に関する指標……31・33
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
・担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び債務保証見返額
・使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高
・業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
・預貸率の期末値及び期中平均値
4.　金庫の事業の運営に関する事項
⑴リスク管理の態勢……13
⑵法令遵守の態勢……11
⑶中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況……17・18
⑷金融ADR制度への対応……44
5.金庫の直近の２事業年度における財産の状況に関する事項
⑴貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書……27・28
⑵貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額……10
①破綻先債権に該当する貸出金
②延滞債権に該当する貸出金
③3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金
⑶自己資本比率の状況……9
⑷次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益……34
①有価証券
②金銭の信託
③第102条第１項第５号に掲げる取引（デリバティブ取引）
⑸貸倒引当金の期末残高および期中の増減額……33
⑹貸出金償却の額……33
⑺金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨……28
⑻報酬体系について……46
6. 財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認……28

単体（自己資本の充実の状況における開示）

1 .定性的開示事項
⑴自己資本調達手段の概要……35
⑵当金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要……35
⑶信用リスクに関する事項……35
①リスク管理の方針および手続きの概要
②信用リスク算出に使用する手法の名称
③リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付け機関
⑷信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要……36
⑸派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要……36
⑹証券化エクスポージャーに関する事項……36
⑺オペレーショナル・リスクに関する事項……36
①リスク管理の方針および手続きの概要
②オペレーショナル・リスク算出に使用する手法の名称
⑻銀行勘定における信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要……37
⑼銀行勘定における金利リスクに関する事項……37
①リスク管理の方針および手続きの概要
②内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要
2. 定量的開示事項
⑴自己資本の構成に関する事項……38
⑵自己資本の充実度に関する事項……39
⑶信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）……39
①信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
③業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等
④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等
⑷信用リスク削減手法に関する事項……41
⑸派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項……41
⑹証券化エクスポージャーに関する事項……41
①オリジネーターの場合
②投資家の場合
⑺出資等エクスポージャーに関する事項……42
⑻リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…42
⑼金利リスクに関する事項……42

金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等を営業店または支店部お客さまサービス担当で受付けています。

1. 当金庫はお客さまからの苦情等のお申出に公正かつ的確に対応するために業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をポスター・ホームページで公表しております。
2. 苦情等のお申出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
3. 事実関係を把握のうえで、営業店、関係部署等とともに連携を図り、迅速・公平にお申出の解決に努めます。
4. 苦情等のお申出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店(電話番号は50ページ参照)または次の担当部署へお申出ください。

奈良信用金庫 支店部お客さまサービス担当	住所	〒639-1082 大和郡山市南郡山町529番の6		
	電話番号	0120-004317(フリーダイヤル)	受付日 時間	9:00〜17:00(信用金庫営業日)

＊お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またはお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

5. 当金庫のほかに一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でもお申出を受付けています。
詳しくは上記支店部お客さまサービス担当にご相談ください。

全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7		
	電話番号	03-3517-5825	受付日 時間	月〜金(祝日、その他信用金庫の休業日を除く) 9:00〜17:00

証券業務に関する苦情は、当金庫が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)(電話:0120-64-5005)でも受付けています。

6. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、支店部お客さまサービス担当または上記全国しんきん相談所へお申出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申立ていただくことも可能です。

	東京三弁護士会		
名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時間	月〜金(祝日、年末年始除く) 9:30〜12:00、13:00〜15:00	月〜金(祝日、年末年始除く) 10:00〜12:00、13:00〜16:00	月〜金(祝日、年末年始除く) 9:30〜12:00、13:00〜17:00

上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または、当金庫支店部お客さまサービス担当」にお尋ねください。

7. 奈良弁護士会が設置運営する仲裁センターや奈良県消費生活センターで紛争の解決を図ることも可能です。このほか、証券業務に関する紛争は、当金庫が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)でも受付けています。

名称	奈良弁護士会 仲裁センター	奈良県消費生活センター	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC) [日本証券業協会]
住所	〒630-8237 奈良市中筋町22-1	〒630-8122 奈良市三条本町8-1	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1
電話番号	0742-22-2035	0742-36-0931	0120-64-5005
受付日 時間	月〜金(祝日、年末年始除く) 9:30〜12:00、13:00〜16:00	月〜金(祝日、年末年始除く) 9:00〜16:30	月〜金(祝日(振替休日を含む)、12月31日〜1月3日を除く) 9:00〜17:00

お客さまへ ～不正に預金を引出す犯罪が多発しております。犯罪防止にご協力ください～

●対策その1 暗証番号について

キャッシュカードのお申込みの際、「生年月日」「電話番号」や「1234」など第三者に推測されやすい番号のご登録はお断りしております。

●対策その2 1口座1日あたりのご利用限度額について

盗難・偽造キャッシュカードによる預金の不正引出しを防ぐ対策として限度額を設けております。

	磁気(MC)キャッシュカード	生体認証付ICキャッシュカード	ICキャッシュカード	
	磁気ストライプ取引	(ICチップ+静脈認証)取引	ICチップ取引	磁気ストライプ取引
① 出 金 ② Jデビットカードサービス	①②合計で 50万円	①は無制限 (②のデビットサービスはご利用できません)	①②合計で 200万円	①②合計で 50万円
③ 振 込	100万円	100万円	100万円	100万円

(注)ICキャッシュカードのICチップ取引での利用限度額に磁気ストライプ取引での利用限度額を含みます。
IC対応ATMでは「ICチップ」が、IC非対応ATMでは「磁気ストライプ」が機能します。

2019年7月1日現在

●対策その3 「ICキャッシュカード(生体認証機能付)」の採用について

従来の暗証番号に加え、一人ひとり異なるパターンを持つ「手のひら静脈」による本人認証を行うため、スキミング犯罪にも効果的です。

●対策その4 カード振込機能の一部利用制限について

70歳以上のお客さまで過去3年以上当金庫のATMを利用してキャッシュカードによるATM振込実績がない方は、キャッシュカードによるATM振込機能を停止させて頂く事があります。

取引時確認について

10万円を超える現金によるお振込みや口座開設、200万円を超える現金取引等については、本人確認書類のご提示と、職業や取引を行う目的等を確認させていただきます。

お客さまにお願い

- ●預金の引出しなどの際に暗証番号を背後から盗み見られたり、他人に知られないようご注意ください。
- ●当金庫職員や関係者、警察官などが店外や電話で暗証番号をお尋ねすることはありません。
- ●当金庫のホームページ上で、キャッシュカードの暗証番号を入力いただくことはありません。
- ●通帳・印鑑・カード・本人確認書類は別々に保管してください。

通帳・印鑑・キャッシュカードの紛失・盗難に気づかれた場合または、身に覚えのない取引があった場合は直ちに下記までご連絡ください。

平日 (月曜〜金曜)	8:45〜17:00	お取引店または最寄りの本支店	
	上記以外の時間帯	しんきんATM監視センター (紛失共同受付センター)	06-6454-6631
土・日・祝	終日		

<24時間受付しております>

盗難の恐れがある場合は最寄りの警察にもお届けください。

組織体制について

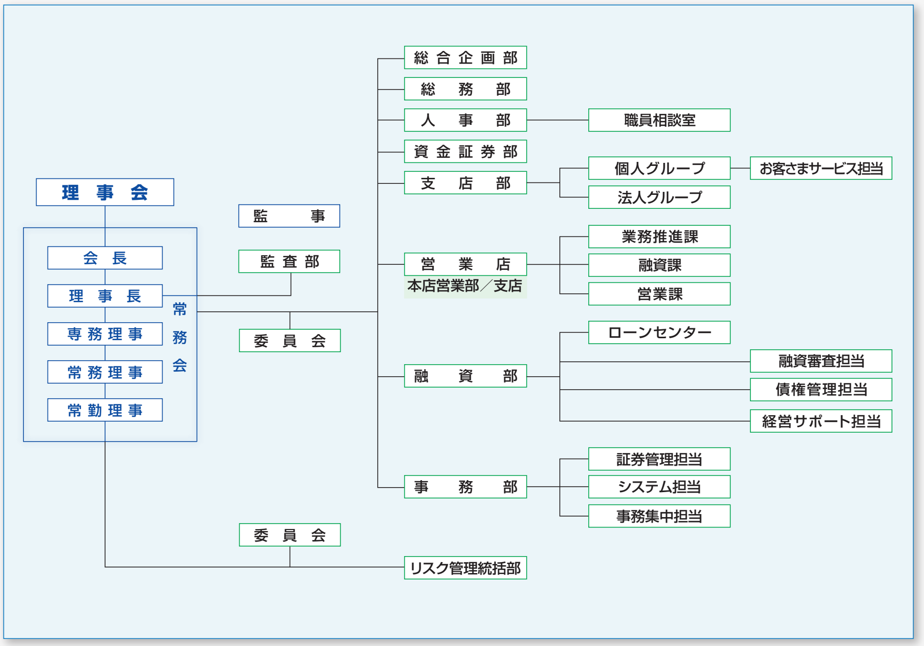

（2019年7月1日現在）

役員一覧

理事長	川井	喜樹
専務理事	小東	昭二
常務理事	髙林	孝次
常務理事	田村	好美
常勤理事	大川	祥司
常勤理事	橋本	進
常勤理事	菊澤	竜一
非常勤理事	大歳	清次
常勤監事	森本	孝
非常勤監事	神田	信男
非常勤監事	片岡	直三

（2019年7月1日現在）

■理事会:理事会は、法令または定款に規定あるもののほか、理事会規定に基づき運営されており、金庫業務の執行に関する重要事項を決定するとともに理事の職務の執行を監督します。
■監事会:監事は、業務の違法性監査の実施を基本としており、法令、定款、監事会規定に基づき運営されています。
■常務会:常務会は、金庫の業務執行に関する重要事項を協議、決定します。但し、理事会規定に定める決議事項については予め委任されたものを除きその原案を検討審議します。

※1 理事 橋本進、大歳清次は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2 監事 神田信男、片岡直三は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

金庫の主要な事業の内容

1.預金及び定期積金の受入れ(預金業務)
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、定期預金、定期積金、譲渡性預金等

2.資金の貸付け及び手形の割引(貸出業務)
手形貸付、証書貸付、当座貸越、及び一般商業手形の割引

3.為替取引(内国・外国為替業務)
送金為替、当座振込、代金取立等の内国為替業務、及び輸出、輸入、外国送金、その他外国為替取引に関する信金中央金庫への斡旋業務

4.上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
(1)債務の保証又は手形の引受け
(2)有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る)
(3)有価証券の貸付け
(4)国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
(5)金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務を除く)
(6)短期社債等の取得又は譲渡
(7)次に掲げる者の業務の代理
(株)日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、信金中央金庫、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人福祉医療機構、日本銀行、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本酒造組合中央会、一般社団法人しんきん保証基金、一般社団法人全国石油協会、公益財団法人不動産流通近代化センター
(8)次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)
イ　金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
ロ　銀行
ハ　長期信用銀行(長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)に規定する長期信用銀行をいう)
ニ　信用協同組合及び中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条第1項第1号の事業を行う協同組合連合会
ホ　労働金庫及び労働金庫連合会
ヘ　農業協同組合(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第3号の事業を行うものに限る)及び農業協同組合連合会(同号の事業を行うものに限る)
ト　漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第4号の事業を行うものに限る)、漁業協同組合連合会(同法第87条第1項第4号の事業を行うものに限る)、水産加工業協同組合(同法第93条第1項第2号の事業を行うものに限る)及び水産加工業協同組合連合会(同法第97条第1項第2号の事業を行うものに限る)
チ　農林中央金庫
(9)信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)
信金中央金庫
(10)国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
(11)有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
(12)振替業
(13)両替
(14)デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く)
(15)金融等デリバティブ取引((5)及び(14)に掲げる業務に該当するものを除く)

5.国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く)

6.法律により信用金庫が営むことのできる業務
(1)保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
(2)当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
(3)高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く)
(4)地方債又は、社債その他の債券の募集又は管理の受託
(5)電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

7.企業等の事務受託業務

報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事、非常勤理事、常勤監事及び非常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.決定方法　b.支払い時期及び支払い方法

(2)2018年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	153

(注)1.対象役員に該当する理事は9名、監事は4名です。

2.上記の内訳は、「基本報酬」114百万円、「賞与」15百万円、「退職慰労金」22百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2018年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「同等額」は、2018年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3.2018年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

沿革

金庫のあゆみ

郡山信用金庫

昭和	3年	9月	産業組合法による有限責任郡山町信用組合設立
	9年	3月	保証責任に組織変更
	13年	8月	郡山町信用販売購買利用組合と改称
	19年	3月	農業団体法により解散
		4月	郡山町農業会設立
	23年	8月	信用部門を分離し市街地信用組合法の制定により有限責任郡山町信用組合設立
	25年	4月	中小企業等協同組合法により郡山町信用組合に改組
	26年	10月	信用金庫法に基づき郡山信用金庫に組織変更

奈良市信用金庫

昭和	9年	6月	産業組合法による有限責任奈良市信用組合設立
	18年	4月	市街地信用組合法の制定により奈良市信用組合として組織変更
	25年	4月	中小企業等協同組合法により奈良市信用組合に改組
	26年	10月	信用金庫法に基づき奈良市信用金庫に組織変更

奈良信用金庫

昭和	50年	9月	郡山信用金庫と奈良市信用金庫が合併し『奈良信用金庫』に名称変更
	55年	4月	新本店移転開店
	62年	4月	両替商業務開始
		12月	日本銀行と当座取引開始
平成	元年	3月	創業60周年記念決起大会開催
		9月	創業60周年記念提言集発刊
		12月	総預金1,000億円達成
	4年	11月	理事長糸谷精己が黄綬褒章を受章
	11年	3月	総貸出金1,000億円達成
	13年	3月	総預金1,500億円達成
	14年	11月	前会長 高橋義夫が黄綬褒章を受章
	16年	2月	総預金2,000億円達成
	22年	3月	総預金2,500億円達成
	25年	5月	理事長加藤正祐が旭日双光章を受章
	26年	9月	総預金3,000億円達成
		12月	総貸出金1,500億円達成
	30年	3月	総貸出金2,000億円達成

2018年度のあゆみ

2018年9月	創業90周年記念誌『型絵染で描く万葉の風景』作成
2018年11月	「持続可能な開発目標(SDGｓ)」へ加盟
2018年11月	ならしん公式LINE@開設

取扱手数料一覧

振込手数料

項目		振込金額	窓口(※2)	集金	ATM 現金	ATM 振替(※3)	インターネットバンキング	FB・HB テレホン	自動送金(※4)	ファクシミリ振込
内国為替	同一店内宛	5万円未満	216円	324円	108円	0円	0円	0円	0円	216円
		5万円以上	432円	540円	324円	0円	0円	0円	0円	432円
	当金庫本支店宛	5万円未満	432円	540円	108円	108円	108円	108円	324円	216円
		5万円以上	648円	756円	324円	216円	216円	216円	324円	432円
	他行庫宛	5万円未満	648円	756円	432円	324円	324円	324円	432円	540円
		5万円以上	864円	972円	648円	540円	540円	540円	648円	756円

※1 上記表は、全て電信扱い。文書扱いは付帯物件付のものに限り承っております。窓口で648円、集金で756円の手数料がかかります。
※2 視覚障がい者の方が「窓口」でお振込みをされる場合、ATM振込みできる金額の範囲内に限り、ATM振込扱いの手数料でご利用いただけます。
※3 当金庫および他金庫以外のキャッシュカードによる振替振込みは、ATM利用可能全時間帯に一律108円の手数料が別途かかります。
※4 一律54円の口座振替手数料が別途かかります。

基本手数料

項目	単位	金額	
FB	1ヶ月		3,240円
ならしんWEB-FB	1ヶ月		1,080円
HB	1ヶ月		1,080円
インターネットバンキング	1ヶ月	※個人のお客さま	無料
		法人・個人事業主さま	1,080円
テレホンバンキング	1ヶ月		無料
ファクシミリ振込	1ヶ月		1,080円

※屋号、商号等でご使用の口座は除きます。

代金取立手数料

項目			金額	
入金扱	同一店内			無料
	奈良手形交換所区域内(本支店を含む)			無料
	奈良手形交換所区域外	近接地域(京都交換所)		無料
		近接地域(大阪交換所)	1通	216円
		特別近接(東京・横浜・名古屋・岡山交換所)	1通	648円
		上記以外	お取扱いしておりません	
取立扱	同一店内			無料
	奈良手形交換所区域内(本支店を含む)		1通	648円
	奈良手形交換所区域外	普通扱い	1通	648円
		至急扱い	1通	864円

両替手数料

項目	単位	窓口	両替機 当金庫キャッシュカードをお持ちでない場合	両替機 当金庫キャッシュカードをご利用の場合
両替手数料	1～100枚	無料	無料	無料 1日 / 1回 (キャッシュカード1枚)
	101～300枚	108円	100円	
	301～500枚	216円	200円	
	501～1,000枚	324円	300円	
	1,001～3,000枚	540円		
	3,001～5,000枚	1,080円		
	5,001枚以上	5,400円		

※両替機利用手数料については、設置店のみ対象となります。

当座関連

項目		単位	手数料
小切手帳発行		1冊(50枚)	540円
手形帳発行		1冊(25枚)	540円
マル専当座	口座開設手数料	1口座	5,400円
	手形交付	1枚	540円

融資関連

項目			手数料
住宅ローン	一部繰上返済	固定金利特約期間中	32,400円
		変動金利利用中	10,800円
	全額繰上返済	固定金利特約期間中	32,400円
		変動金利利用中	10,800円
	固定金利型選択事務手数料(1件)		10,800円
	全国保証住宅ローン取扱手数料		54,000円
	期間延長・割賦金見直し手数料		10,800円
	不動産調査手数料		32,400円
事業性不動産調査手数料			54,000円
抵当権者の開発同意等発行手数料			10,800円
融資証明書発行手数料			10,800円

組戻料等

項目		単位	金額
送金組戻料		1通	648円
振込組戻料		1通	648円
取立手形組戻料	同一店		無料
	同一店以外	1通	648円
不渡手形返却料	同一店		無料
	同一店以外	1通	648円
取立手形店頭呈示料		1通	※648円以上

※648円を超える場合に実費をご負担いただきます

硬貨入金手数料

項目	単位	金額
硬貨入金手数料	1～100枚	無料
	101～500枚	540円
	501枚以上	540円+500枚毎に540円加算

※業務推進課員による集金扱いは、上記手数料に1,080円が加算されます。

集金手数料

項目	頻度	単位	金額
集金手数料	週1回	1ヶ月	8,640円

※回数が増える毎に8,640円が加算されます。

貸金庫

項目		単位	使用料
簡易型貸金庫		1年	12,960円
電動型	第一種	1年	15,552円
	第二種	1年	20,736円
	第三種	1年	38,880円

夜間金庫

項目	単位	手数料
基本手数料	1年	64,800円
入金帳発行	1冊(50枚)	5,400円

発行手数料

項目		単位	金額
再発行	通帳・証書	1冊	1,080円
	キャッシュ・ローン・IB・貸金庫カード	1枚	1,080円

携帯電話電子マネーチャージ手数料

項目		単位	金額
楽天Edy	チャージ 10,000円以上	1回	無料
	チャージ 10,000円未満	1回	54円

※楽天Edy以外の取扱いは行っておりません。

自動集金手数料

項目	単位	手数料
Eメール方式 月額基本手数料	1ヶ月	1,080円
請求1件につき	1回	216円

その他

項目		単位	手数料
発行	自己宛小切手	1枚	540円
	残高・利息証明書	依頼書1通	540円
	包括残高証明書	1通	1,080円
	取引履歴書	10枚まで	540円
		10枚を超え1枚毎に54円	

でんさいサービスにかかる手数料一覧

基本手数料（月額）

でんさいサービスのご利用内容	基本手数料（月額）
受取、譲渡、割引のみご利用のお客さま（債権者利用）	無料
受取、譲渡、割引に加え発生記録をご利用のお客さま（債務者利用）	無料

※「ならしんWEB-FB」など、他の当金庫インターネットバンキングをご利用いただいている場合は別途、該当サービスの基本手数料がかかります。

従量手数料（1回あたりの手数料）【ご利用の翌月に、前月分を一括してご請求させていただきます。】

手数料種類	手数料金額		対象のお客さま
	当金庫宛（当店宛含む）	他行宛	
発生記録手数料（振出に相当）	324円	648円	発生記録請求者（債務者または債権者）
譲渡記録手数料（裏書に相当）	162円	324円	譲渡人
分割譲渡記録手数料（でんさいネット独自サービス）	324円	648円	譲渡人
保証記録手数料（手形保証に相当）	324円		債権者
支払等記録手数料（別途支払済み情報の登録）	324円		支払等記録請求者（債務者または債権者）
変更記録手数料（債権情報の変更）	324円		変更記録請求者（債務者または債権者）
口座間送金決済手数料（当座決済後の送金に相当）	無料	無料	債務者（実際の債権分割数は決済時に通知されます）
入金手数料	無料	無料	債権者（入金依頼者）

※やむを得ない事情によりパソコンを介さず窓口で手続きをする場合は、上記＋324円の手数料で対応いたします。

その他手数料【ご利用の都度、手数料をいただきます。】

手数料種類	手数料金額		対象のお客さま
窓口代行手数料	当金庫では常時代行はしておりません	ー	依頼者
開示手数料	通常開示（PC）	無料	請求者（お客さまのPCによる開示）
	通常開示（書面）	540円	請求者（書面代行による開示）
	通常開示（書面）でんさいに依頼するもの	3,240円	請求者
残高証明発行手数料	残高開示（書面）でんさいに依頼するもの	4,320円	請求者
変更記録手数料（書面）（PC対応不能の債権情報変更）	PCで対応ができない内容の債権変更を書面ででんさいに依頼するもの	2,160円	変更記録請求者（債務者または債権者）
口座間送金決済中止手数料（組み戻しに相当）	依頼返却となるもの（当金庫・他行宛の差なし）	864円×債権分割数	依頼者（債務者または債権者）（実際の債権分割数は中止時に通知されます）
支払不能情報照会手数料	情報照会（書面）でんさいに依頼するもの	3,240円	請求者

※支払不能情報の照会は書面のみとなります。（PCからはできません。）

店頭ATM手数料一覧

<table>
<tr><th></th><th></th><th></th><th>8:00～8:45</th><th>8:45～9:00</th><th>9:00～14:00</th><th>14:00～17:00</th><th>17:00～18:00</th><th>18:00～21:00</th><th>21:00～22:00</th></tr>
<tr><td rowspan="12">出金</td><td rowspan="3">当金庫カード</td><td>平日</td><td colspan="7">無料</td></tr>
<tr><td>土曜</td><td colspan="4">無料</td><td colspan="3" rowspan="2">お取扱いいたしておりません</td></tr>
<tr><td>日・祝日</td><td colspan="4">無料</td></tr>
<tr><td rowspan="3">他信用金庫カード</td><td>平日</td><td>108円</td><td colspan="4">無料</td><td colspan="2">108円</td></tr>
<tr><td>土曜</td><td colspan="2">108円</td><td>無料</td><td>108円</td><td colspan="3" rowspan="2">お取扱いいたしておりません</td></tr>
<tr><td>日・祝日</td><td colspan="4">108円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">信用金庫以外金融機関カード</td><td>平日</td><td>216円</td><td colspan="4">108円</td><td>216円</td><td></td></tr>
<tr><td>土曜</td><td colspan="2" rowspan="2">お取扱いいたしておりません</td><td>108円</td><td>216円</td><td colspan="3" rowspan="2">お取扱いいたしておりません</td></tr>
<tr><td>日・祝日</td><td colspan="2">216円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ゆうちょ銀行カード</td><td>平日</td><td>216円</td><td colspan="4">108円</td><td>216円</td><td></td></tr>
<tr><td>土曜</td><td colspan="2">216円</td><td>108円</td><td>216円</td><td colspan="3" rowspan="2">お取扱いいたしておりません</td></tr>
<tr><td>日・祝日</td><td colspan="4">216円</td></tr>
<tr><td rowspan="12">入金</td><td rowspan="3">当金庫カード</td><td>平日</td><td colspan="7">無料</td></tr>
<tr><td>土曜</td><td colspan="4">無料</td><td colspan="3" rowspan="2">お取扱いいたしておりません</td></tr>
<tr><td>日・祝日</td><td colspan="4">無料</td></tr>
<tr><td rowspan="3">他信用金庫カード</td><td>平日</td><td>108円</td><td colspan="4">無料</td><td colspan="2">108円</td></tr>
<tr><td>土曜</td><td colspan="2">108円</td><td>無料</td><td>108円</td><td colspan="3" rowspan="2">お取扱いいたしておりません</td></tr>
<tr><td>日・祝日</td><td colspan="4">108円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">信用金庫以外金融機関カード</td><td>平日</td><td colspan="7" rowspan="3">お取扱いいたしておりません</td></tr>
<tr><td>土曜</td></tr>
<tr><td>日・祝日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ゆうちょ銀行カード</td><td>平日</td><td>216円</td><td colspan="4">108円</td><td>216円</td><td></td></tr>
<tr><td>土曜</td><td colspan="2">216円</td><td>108円</td><td>216円</td><td colspan="3" rowspan="2">お取扱いいたしておりません</td></tr>
<tr><td>日・祝日</td><td colspan="4">216円</td></tr>
</table>

※都市銀行、地方銀行、信託銀行、農協、第二地方銀行、信用組合、労働金庫等 (提携金融機関のカードの種類によってはご利用いただけない場合があります。)
※CDキャッシング手数料は1回あたり108円の手数料がかかります。

※手数料については、全て基準日現在の消費税込みの表示となっております。税制が変更された場合は、新しい税金で計算した手数料が必要となります。

（2019年7月1日現在）

ならしん店舗ネットワーク

奈良県内外
15店舗で
展開しております

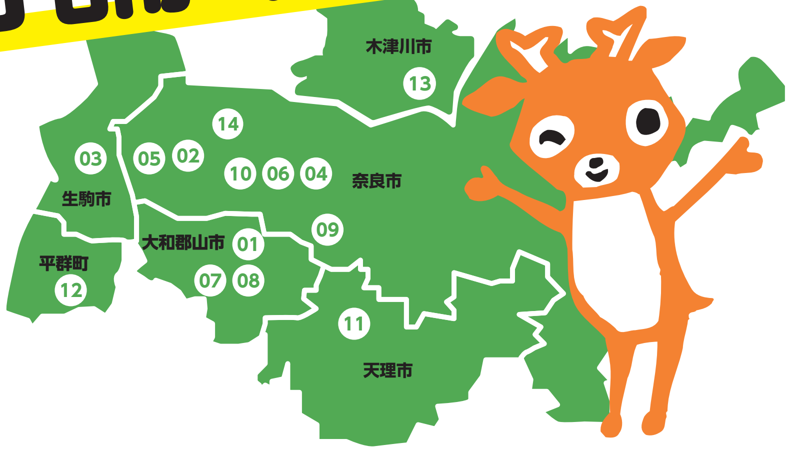

01 本店営業部

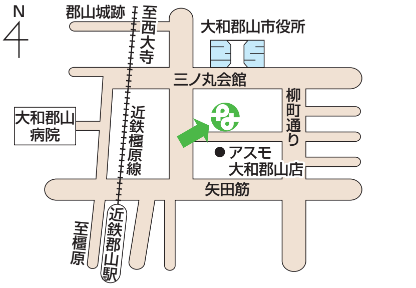

03 生駒支店

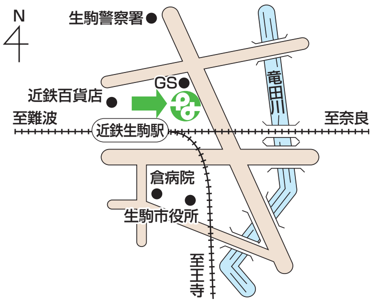

04 奈良支店・JR奈良駅前プラザ

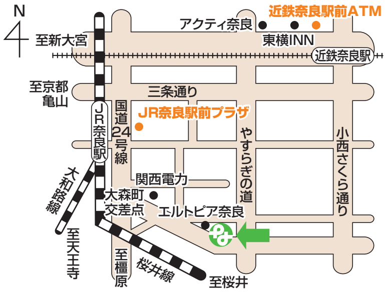

05 富雄支店

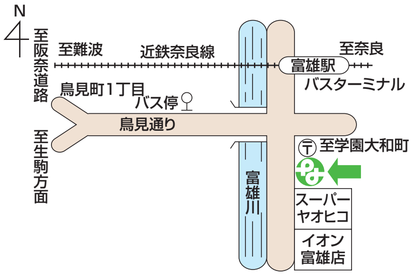

07 小泉支店

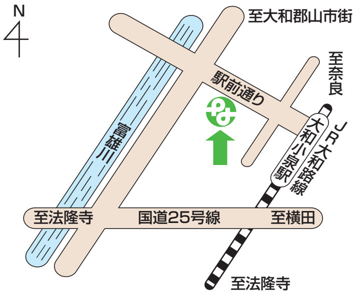

08 筒井支店

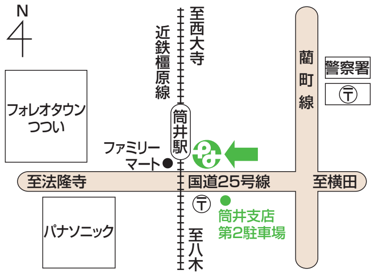

09 こどの支店

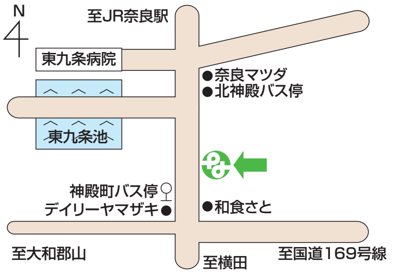

11 天理支店

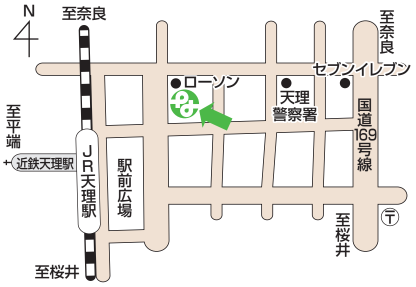

12 龍田川支店

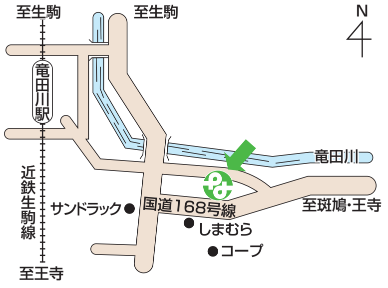

13 木津川梅美台出張所

02 学園前支店

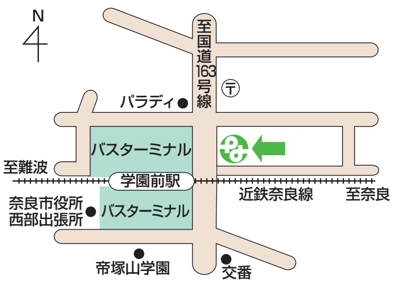

06 大宮支店

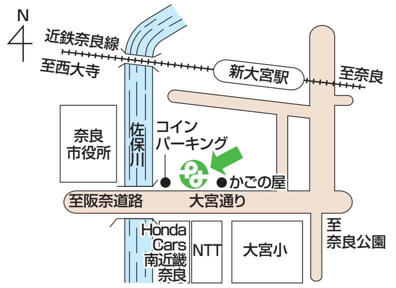

10 尼ヶ辻支店

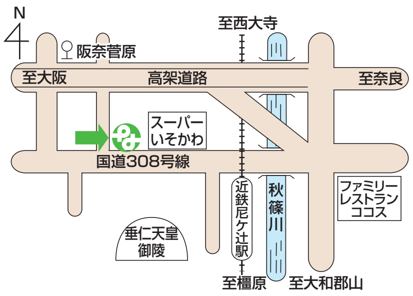

14 押熊出張所

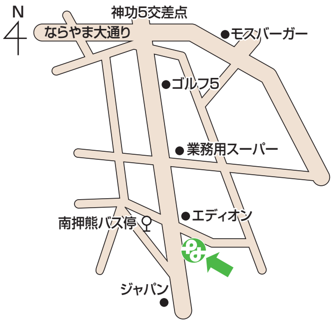

店舗一覧

店　名	住　所	電　話
01.本店営業部	〒639-1082 大和郡山市南郡山町529番地の6	(0743)54−3111(代)
02.学園前支店	〒631-0036 奈良市学園北2丁目1番2号	(0742)45−4567(代)
03.生駒支店	〒630-0251 生駒市谷田町843番地の5	(0743)74−1011(代)
04.奈良支店	〒630-8325 奈良市西木辻町146番地	(0742)26−8111(代)
05.富雄支店	〒631-0078 奈良市富雄元町2丁目6番31号	(0742)45−4401(代)
06.大宮支店	〒630-8115 奈良市大宮町6丁目3番地の8	(0742)33−1771(代)
07.小泉支店	〒639-1042 大和郡山市小泉町549番地の2	(0743)52−0505(代)
08.筒井支店	〒639-1123 大和郡山市筒井町727番地の3	(0743)56−5450(代)
09.こどの支店	〒630-8441 奈良市神殿町667番地の1	(0742)63−3117(代)
10.尼ヶ辻支店	〒631-0845 奈良市宝来1丁目9番1号	(0742)41−2454(代)
11.天理支店	〒632-0017 天理市田部町531番地	(0743)62−3006(代)
12.龍田川支店	〒636-0911 生駒郡平群町椿井715番地の1	(0745)45−1311(代)

出 張 所

04.JR奈良駅前プラザ	〒630-8244 奈良市三条町511-3 奈良交通第2ビル1階	(0742)26−2101(代)
13.木津川梅美台出張所	〒619-0215 木津川市梅美台8丁目1番5	(0774)72−4411(代)
14.押熊出張所	〒631-0011 奈良市押熊町557番地7	(0742)48−1260(代)

営業地区

奈良県

奈良市、大和郡山市、生駒市、天理市、大和高田市、橿原市、香芝市、桜井市、御所市、五條市（旧西吉野村·旧大塔村を除く）、葛城市、生駒郡、山辺郡、磯城郡、北葛城郡

京都府

相楽郡精華町、木津川市、京田辺市

大阪府

四條畷市、大東市、東大阪市

会員たる資格

信用金庫の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、第１号又は第2号に掲げる者に該当する個人にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超える事業者を除くものとし、第１号又は第2号に掲げる者に該当する法人にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本金の額又は出資の総額が9億円を超える事業者を除くものとする。

一 その信用金庫の地区内に住所又は居所を有する者
二 その信用金庫の地区内に事業所を有する者
三 その信用金庫の地区内において勤労に従事する者
四 前3号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

信用金庫連合会の会員たる資格を有する者は、その連合会の地区の一部を地区とする信用金庫であって、定款で定めるものとする。

CD・ATMご利用時間（入出金）

	平 日	土 曜 日	日 曜 ・ 祝 日
営業店コーナー	8:00～22:00	8:00～17:00	8:00～17:00
大和郡山市役所	9:00～17:00		
プライスカット大和小泉店内	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00
イオンモール大和郡山内※	10:00～22:00	10:00～22:00	10:00～22:00
近鉄奈良駅前	8:00～22:00	8:00～22:00	8:00～22:00
JR奈良駅前プラザ	8:00～22:00	8:00～22:00	8:00～22:00
木津川梅美台出張所	8:30～22:00	8:30～22:00	8:30～22:00
押熊出張所	8:00～22:00	8:00～22:00	8:00～22:00

※県下三金庫合同ATM
（2019年7月1日現在）

NARA
SHINKIN BANK
REPORT
2019

20000380(07)

当金庫はJISに準拠した個人情報プログラムを策定し、
一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)より「プライバシーマーク」を取得しております。